

中国自一第19号
令和7年5月20日

公益社団法人 広島県バス協会長 殿

中国運輸局長
(公印省略)

「一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり改正したので、下記の通達とあわせて貴協会において了知
されるとともに、傘下会員に対し周知願います。

記

- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針
- ・ 「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱について
- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）の変更の事前
届出について
- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領

中国自一第19号
令和7年5月20日

一般社団法人 鳥取県バス協会長 殿

中国運輸局長
(公印省略)

「一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり改正したので、下記の通達とあわせて貴協会において了知
されるとともに、傘下会員に対し周知願います。

記

- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針
- ・ 「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱について
- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）の変更の事前
届出について
- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領

中国自一第19号
令和7年5月20日

一般社団法人 島根県旅客自動車協会長 殿

中国運輸局長
(公印省略)

「一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり改正したので、下記の通達とあわせて貴協会において了知
されるとともに、傘下会員に対し周知願います。

記

- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針
- ・ 「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱について
- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）の変更の事前
届出について
- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領

中国自一第19号
令和7年5月20日

公益社団法人 岡山県バス協会長 殿

中国運輸局長
(公印省略)

「一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり改正したので、下記の通達とあわせて貴協会において了知
されるとともに、傘下会員に対し周知願います。

記

- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針
- ・ 「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱について
- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）の変更の事前
届出について
- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領

中国自一第19号
令和7年5月20日

公益社団法人 山口県バス協会長 殿

中国運輸局長
(公印省略)

「一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり改正したので、下記の通達とあわせて貴協会において了知
されるとともに、傘下会員に対し周知願います。

記

- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針
- ・ 「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱について
- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）の変更の事前
届出について
- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領

公 示

「一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準について」
(平成18年9月29日付け中国運輸局公示第69号)の一部を別添新旧表のと
おり改正したので公示する。

令和7年5月20日

中国運輸局長 金子 修久



○「一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準について（平成１８年９月２９日付け中国運輸局公示第６９号）」の一部改正に係る新旧表

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
制定 平成１８年 ９月２９日 中国運輸局公示第 ６９号 改正 平成１９年 ８月１０日 中国運輸局公示第 ６１号 改正 平成２０年 ６月３０日 中国運輸局公示第 ４０号 改正 平成２１年 ９月３０日 中国運輸局公示第 ７３号 改正 平成２２年 ８月２４日 中国運輸局公示第 ４１号 改正 平成２６年 １月２７日 中国運輸局公示第 ８７号 改正 平成２８年 １２月２０日 中国運輸局公示第 ５９号 改正 令和 ６年 ３月２６日 中国運輸局公示第 １３０号 <u>改正 令和 ７年 ５月２０日 中国運輸局公示第 １４号</u>	制定 平成１８年 ９月２９日 中国運輸局公示第 ６９号 改正 平成１９年 ８月１０日 中国運輸局公示第 ６１号 改正 平成２０年 ６月３０日 中国運輸局公示第 ４０号 改正 平成２１年 ９月３０日 中国運輸局公示第 ７３号 改正 平成２２年 ８月２４日 中国運輸局公示第 ４１号 改正 平成２６年 １月２７日 中国運輸局公示第 ８７号 改正 平成２８年 １２月２０日 中国運輸局公示第 ５９号 改正 令和 ６年 ３月２６日 中国運輸局公示第 １３０号
公 示 一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の 審査基準について 一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可申請について、道路運送法（以下「法」という。） 第４条第１項に定める基準に関する事項の審査基準を下記のとおり定めたので公示する。 平成１８年９月２９日 中国運輸局長 神谷 俊広 記 １． ～ ２． （略） ３． 路線定期運行に係る事業計画等 （１） ～ （７） （略） <u>（８） 自動運行旅客運送を行う場合の取扱い</u> <u>規則第６条第１項第８号に規定する自動運行旅客運送の用に供する事業用自</u> <u>動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類が提出されていること。</u> <u>（９） 特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い</u> ① <u>規則第６条第１項第９号に規定する特定自動運行旅客運送に係る道路交</u> <u>通法第７５条の１２第２項に規定する申請書の写しその他の同条第１項の許可</u> <u>の見込みに関する書類が提出されていること。</u> ② <u>旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号）第１５条の</u> <u>２に規定する特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が</u> <u>明示され、かつ事業計画を遂行するにあたり輸送の安全の観点から適切なも</u>	公 示 一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の 審査基準について 一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可申請について、道路運送法（以下「法」という。） 第４条第１項に定める基準に関する事項の審査基準を下記のとおり定めたので公示する。 平成１８年９月２９日 中国運輸局長 神谷 俊広 記 １． ～ ２． （略） ３． 路線定期運行に係る事業計画等 （１） ～ （７） （略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

のであること。

- ③ 特定自動運行保安員が乗務しない場合にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則第15条の2第2項第2号イに定める装置が当該特定自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車に備えられていること。

4. 路線不定期運行に係る事業計画等

(1) ～ (5) (略)

(6) 自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

3. (8) に準ずるものであること。

(7) 特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

3. (9) に準ずるものであること。

5. 区域運行に係る事業計画等

(1) ～ (5) (略)

(6) 自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

3. (8) に準ずるものであること。

(7) 特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

3. (9) に準ずるものであること。

6. (略)

7. 運転者等

(1) 事業計画及び運行計画を遂行するに足りる員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。

(2) 規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、事業計画を遂行するに足る員数の特定自動運行保安員を常時選任する計画があること。

(3) これらの場合、適切な乗務割、労働時間を前提としたものであること。

(4) 運転者 及び特定自動運行保安員 は、旅客自動車運送事業運輸規則第36条第1項各号に該当する者ではないこと。

8. ～ 13. (略)

附 則 (平成18年9月29日) ～ 附 則 (令和6年3月26日) (略)

附 則 (令和7年5月20日)

この審査基準は、令和7年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用する。

4. 路線不定期運行に係る事業計画等

(1) ～ (5) (略)

(新設)

(新設)

5. 区域運行に係る事業計画等

(1) ～ (5) (略)

(新設)

(新設)

6. (略)

7. 運転者

(1) 事業計画及び運行計画を遂行するに足りる員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。

(新設)

(2) この場合、適切な乗務割、労働時間を前提としたものであること。

(3) 運転者は、旅客自動車運送事業運輸規則 (昭和31年運輸省令第44号) 第36条第1項各号に該当する者ではないこと。

8. ～ 13. (略)

附 則 (平成18年9月29日) ～ 附 則 (令和6年3月26日) (略)

(新設)

制定	平成 18 年	9 月 29 日	中国運輸局公示第	69 号
改正	平成 19 年	8 月 10 日	中国運輸局公示第	61 号
改正	平成 20 年	6 月 30 日	中国運輸局公示第	40 号
改正	平成 21 年	9 月 30 日	中国運輸局公示第	73 号
改正	平成 22 年	8 月 24 日	中国運輸局公示第	41 号
改正	平成 26 年	1 月 27 日	中国運輸局公示第	87 号
改正	平成 28 年	12 月 20 日	中国運輸局公示第	59 号
改正	令和 6 年	3 月 26 日	中国運輸局公示第	130 号
改正	令和 7 年	5 月 20 日	中国運輸局公示第	14 号

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の 審査基準について

一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可申請について、道路運送法（以下「法」という。）第 4 条第 1 項に定める基準に関する事項の審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成 18 年 9 月 29 日

中国運輸局長 神谷 俊 広

記

1. 運行の態様の定義

- (1) 路線定期運行とは、路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起終点及び停留所の時刻設定が定時である運行の形態をいう。
- (2) 路線不定期運行とは、路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起点又は終点に係る時刻の設定が不定である運行の形態をいう。
- (3) 区域運行は、路線を定めず、旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行の形態をいう。

2. 事業の適切性

- (1) 路線定期運行又は路線不定期運行を行う場合にあっては、路線の設定が、事業用自動車の運行上問題のないものであること。
- (2) 区域運行を行う場合にあっては、営業区域の設定が、原則、地区単位（大字・字、町丁目、街区等）とされていること。ただし、地域の実情により、隣接する複数の地区を営業区域とすることができる。

- (3) 路線不定期運行及び区域運行は、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの（地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第4条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）で地域交通のネットワークを構築する観点から協議が調っていること。ただし、交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性をとる必要がない場合はこの限りではない。）であること。

3. 路線定期運行に係る事業計画等

(1) 営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

- ① 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。
- ② 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等関係法令に抵触しないものであること。
- ③ 事業計画及び運行計画を的確に遂行するに足る規模のものであり、適切な運行管理が図られる位置にあること。

(2) 事業用自動車

- ① 申請者が使用権原を有するものであること。
- ② 道路構造上運行に支障を与えない大きさ、重量であること。
- ③ 乗車定員は、11人以上であり、かつ、事業計画及び運行計画を的確に遂行するに足るものであること。ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合には11人未満の乗車定員とすることができる。

(3) 最低車両数

1営業所ごとに、最低5両の常用車及び1両の予備車を配置するものとする。ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合はこの限りでない。

(4) 自動車車庫

- ① 原則として営業所に併設されるものであること。ただし、併設できない場合は、営業所から直線で2キロメートル（特別な事情があると認められる場合においてはこの限りではない。）の範囲内にあって運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。
- ② 車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。
- ③ 他の用途に使用される部分と明確に区画されること。
- ④ 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。
- ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないもので

あること。

- ⑥ 自動車の点検、整備及び清掃のための施設が設けられること。
- ⑦ 車両の出入りに支障のない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。
- ⑧ 着地において長時間停留する高速バス路線については、着地においても自動車車庫又は駐車場が確保されること。

（5） 休憩、仮眠又は睡眠のための施設

- ① 原則として営業所又は自動車車庫に併設されるものであること。
- ② 事業計画を的確に遂行するに足りる規模を有し、適切な設備を有するものであること。
- ③ 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。
- ④ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。
- ⑤ 着地において長時間停留する高速バス路線については、着地においても睡眠施設が確保されること。

（6） 停留所

- ① 事業用自動車の運行上問題のないものであること。
- ② 申請者が、原則として3年以上の使用権原を有するものであること。
- ③ 道路法（昭和27年法律第180号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等関係法令に抵触しないものであること。

（7） 運行計画

一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領について（平成13年9月27日付け国自旅第90号）に定めるところによるクリームスキミング的運行を前提とするものでないこと。

（8） 自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

規則第6条第1項第8号に規定する自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類が提出されていること。

（9） 特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

- ① 規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第2項に規定する申請書の写しその他の同条第1項の許可の見込みに関する書類が提出されていること。
- ② 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第15条の2に規定する特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示され、かつ事業計画を遂行するにあたり輸送の安全の観点から適切なものであること。
- ③ 特定自動運行保安員が乗務しない場合にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則第15条の2第2項第2号イに定める装置が当該特定自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車に備えられていること。

4. 路線不定期運行に係る事業計画等

- （1） 営業所、事業用自動車、自動車車庫、休憩仮眠施設は、3.（1）（2）（4）

- (5)に準ずるものであること。
- (2) 最低車両数は、1営業所ごとに、最低3両を配置するものとする。ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合等、地域の実情に応じて事業計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合はこの限りでない。
- (3) 当該運行系統の設定が、事業用自動車の運行上問題ないものであること。
- (4) 乗降地点が、3.(6)に準ずるものであること。
- (5) 運行系統に係る時刻の設定については、次のいずれかによるものとする。
- ① 発車時刻のみが設定されているものであること。
 - ② 到着時刻のみが設定されているものであること。
 - ③ 発車時刻又は到着時刻のいずれもが設定されていない場合には、他の交通機関の終着時刻に依存するものであること又は旅客の需要に応じたものであること。
- (6) 自動運行旅客運送を行う場合の取扱い
- 3.(8)に準ずるものであること。
- (7) 特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い
- 3.(9)に準ずるものであること。

5. 区域運行に係る事業計画等

- (1) 営業所、事業用自動車、自動車車庫、休憩仮眠施設は、3.(1)(2)(4)(5)に準ずるものであることとし、営業所は営業区域内にあることを要するものとする。ただし、地域の実情により、適切な運行管理が図られる地理的範囲内に営業所があると認められる場合は、この限りでない。
- (2) 最低車両数は、4.(2)に準ずるものであること。
- (3) 当該運送の区間の設定が、事業用自動車の運行上問題のないものであること。
- (4) 運送の区間ごとに発車時刻若しくは到着時刻又は運行間隔時間のいずれかが設定されているものであること。なお、発車時刻は、営業所について、到着時刻は、目的地について定めることを原則とする。ただし、運行間隔時間を設定する場合であって、地域公共交通会議等の協議結果に基づく一定の時間帯別の運行回数等が明示されているときにはこの限りでない。
- (5) 通信施設等を利用して事前予約等に応じた乗合運行の形態となっているものであること。
- (6) 自動運行旅客運送を行う場合の取扱い
- 3.(8)に準ずるものであること。
- (7) 特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い
- 3.(9)に準ずるものであること。

6. 管理運営体制

- (1) 法人にあつては、当該法人の業務を執行する常勤役員のうち1名以上が専従するものであること。
- (2) 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること。
- (3) 運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。

- (4) 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所において常時密接な連絡がとれ、点呼等が確実に実施される体制が確立されること。
- (5) 事故防止等についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に確立されること。
- (6) 上記（2）～（5）の事項等を明記した運行管理規程等が定められること。
- (7) 原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。
- (8) 利用者等からの苦情の処理に関する体制が確立されること。

7. 運転者等

- (1) 事業計画及び運行計画を遂行するに足りる員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。
- (2) 規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、事業計画を遂行するに足る員数の特定自動運行保安員を常時選任する計画があること。
- (3) これらの場合、適切な乗務割、労働時間を前提としたものであること。
- (4) 運転者及び特定自動運行保安員は、旅客自動車運送事業運輸規則第36条第1項各号に該当する者ではないこと。

8. 資金計画

- (1) 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。なお、所要資金は次の①～⑦の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。
 - ① 車両費 取得価格（未払金を含む）又はリースの場合は1年分の賃借料等
 - ② 土地費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料等
 - ③ 建物費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料等
 - ④ 機械器具及び什器備品 取得価格（未払金を含む）
 - ⑤ 運転資金 人件費、燃料油脂費、修繕費等の2か月分
 - ⑥ 保険料等 保険料及び租税公課（1年分）
 - ⑦ その他 創業費等開業に要する費用（全額）
- (2) 所要資金の50%以上、かつ、事業開始当初に要する資金の100%以上の自己資金が、申請日以降常時確保されていること。なお、事業開始当初に要する資金は、次の①～③の合計額とする。
 - ① （1）①に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、リースの場合は2か月分の賃借料等。ただし、一括払いによって取得する場合は、（1）①と同額とする。
 - ② （1）②及び③に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、2か月分の賃借料及び敷金等。ただし、一括払いによって取得する場合は、（1）②及び③と同額とする。
 - ③ （1）④～⑦に係る合計額

9. 法令遵守

- (1) 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員が、一般乗合旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有するものであること。なお、一般乗用旅客自動車運送事業者が、区域運行の態様に限定して許可を受ける場合にあっては、当該運行に必要な法令の知識を有するものとみなす。
- (2) 健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法（以下「社会保険等」という。）に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に参加すること。
- (3) 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の①～④までのすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。
 - ① 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
 - ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
 - ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
 - ④ 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

10. 損害賠償能力

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、

身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号。以下「告示」という。）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。

ただし、公営の事業者は、この限りではない。

1 1. 挙証等

申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

1 2. 許可に付す条件

- (1) 9. (1)により、区域運行に必要な法令の知識を有するものとみなした場合においては、当該運行の態様に限定する条件を付すこととする。
- (2) 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すこととする。

1 3. 申請時期

許可の申請は、随時受け付けるものとする。

附 則（平成18年9月29日）

1. この審査基準は、平成18年10月1日以降に申請するものについて適用する。
2. 平成13年12月27日付け中国運輸局公示第163号「一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準について」は平成18年9月30日限りでこれを廃止する。

附 則（平成19年8月10日）

1. この審査基準は、平成19年9月10日以降に申請するものについて適用する。
2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗合旅客自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般乗合旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年6月30日）

この審査基準は、平成20年7月1日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成21年9月30日）

この審査基準は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けるものから適用する。

附 則（平成22年8月24日）

この審査基準は、平成22年9月1日以降に申請を受け付けるものから適用する。

附 則（平成26年1月27日）

この審査基準は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けるものから適用する。

附 則（平成28年12月20日）

この審査基準は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けるものから適用する。

附 則（令和6年3月26日）

この審査基準は、令和5年12月28日以降に申請を受け付けるものから適用する。

附 則（令和 7 年 5 月 2 0 日）

この審査基準は、令和 7 年 4 月 1 日以降に申請を受け付けるものから適用する。

国自安第209号
国自旅第357号
令和7年3月31日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

国土交通省物流・自動車局長
(公印省略)

「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の一部改正について

今般、「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」(平成13年8月29日付け国自旅第71号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和7年4月1日から実施することにしたので通知する。

○一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針（平成13年8月29日付け国自旅第71号）

改 正	現 行
国 自 旅 第 7 1 号 平成13年 8月 29日 一部改正 平成14年 7月 1日 一部改正 平成16年 6月30日 一部改正 平成17年 4月28日 一部改正 平成18年 9月15日 一部改正 平成19年 7月25日 一部改正 平成20年 6月27日 一部改正 平成21年 9月29日 一部改正 平成22年 8月18日 一部改正 平成26年 1月24日 一部改正 平成28年12月20日 一部改正 令和 5年12月28日 一部改正 令和 6年 3月15日 一部改正 令和 7年 3月31日 各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿 物流・自動車局長 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針 1. 需給調整規制の廃止等を内容とする道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（平成12年法律第86号）が平成14年2月1日から施行されることとなるが、この改正は、需給調整規制の廃止等により事業者間の競争を促進し、事業者の創意工夫を生かした多様なサービスの提供や事業の効率化、活性化を図るとともに、輸送の安全及び利用者利便の確保について十分な措置を講じることを目的としたものである。 改正後の道路運送法の施行に当たっては、その周知徹底に万全を期すとともに、上記の法改正の趣旨目的及び衆議院運輸委員会及び参議院交通・情報通信委員会において行われた附帯決議の趣旨を踏まえ対応することとされたい。 本省においても、これらを踏まえ今後、順次施行に必要な運用基準を示していく予定である。 2. 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理については、別紙のとお	国 自 旅 第 7 1 号 平成13年 8月 29日 一部改正 平成14年 7月 1日 一部改正 平成16年 6月30日 一部改正 平成17年 4月28日 一部改正 平成18年 9月15日 一部改正 平成19年 7月25日 一部改正 平成20年 6月27日 一部改正 平成21年 9月29日 一部改正 平成22年 8月18日 一部改正 平成26年 1月24日 一部改正 平成28年12月20日 一部改正 令和 5年12月28日 一部改正 令和 6年 3月15日 各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿 物流・自動車局長 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針 1. 需給調整規制の廃止等を内容とする道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（平成12年法律第86号）が平成14年2月1日から施行されることとなるが、この改正は、需給調整規制の廃止等により事業者間の競争を促進し、事業者の創意工夫を生かした多様なサービスの提供や事業の効率化、活性化を図るとともに、輸送の安全及び利用者利便の確保について十分な措置を講じることを目的としたものである。 改正後の道路運送法の施行に当たっては、その周知徹底に万全を期すとともに、上記の法改正の趣旨目的及び衆議院運輸委員会及び参議院交通・情報通信委員会において行われた附帯決議の趣旨を踏まえ対応することとされたい。 本省においても、これらを踏まえ今後、順次施行に必要な運用基準を示していく予定である。 2. 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理については、別紙のとお

り処理方針を定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局（以下「各局等」という）においては、その趣旨を十分理解の上、各局等において定めている審査基準について所要の改正を行うこととされたい。

各局等において本処理方針に基づき新たな審査基準を定めるときは、その内容を事前に本省と調整されたい。

また、本処理方針は、国土交通大臣権限の申請に対する処分の審査基準としても適用することとする。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

別 紙

1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）

（1）運行の態様の定義

- ① 路線定期運行とは、路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起終点及び停留所の時刻設定が定時である運行の形態をいう。
- ② 路線不定期運行とは、路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起点又は終点に係る時刻の設定が不定である運行の形態をいう。
- ③ 区域運行は、路線を定めず、旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行の形態をいう。

（2）事業の適切性

- ① 路線定期運行又は路線不定期運行を行う場合にあっては、路線の設定が、事業用自動車の運行上問題のないものであること。
- ② 区域運行を行う場合にあっては、営業区域の設定が、原則、地区単位（大字・字、町丁目、街区等）とされていること。ただし、地域の実情により、隣接する複数の地区を営業区域とすることができる。
- ③ 路線不定期運行及び区域運行は、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの（地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第4条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）で地域交通のネットワークを構築する観点から協議が調っていること。ただし、交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性をとる必要がない場合はこの限りではない。）であること。

（3）路線定期運行に係る事業計画等

①営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

- （イ）申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること
- （ロ）建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等関係法令に抵触しないものであること。
- （ハ）事業計画及び運行計画を的確に遂行するに足る規模のものであり、適切な運行管理が図られる位置にあること。

②事業用自動車

り処理方針を定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局（以下「各局等」という）においては、その趣旨を十分理解の上、各局等において定めている審査基準について所要の改正を行うこととされたい。

各局等において本処理方針に基づき新たな審査基準を定めるときは、その内容を事前に本省と調整されたい。

また、本処理方針は、国土交通大臣権限の申請に対する処分の審査基準としても適用することとする。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

別 紙

1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）

（1）運行の態様の定義

- ① 路線定期運行とは、路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起終点及び停留所の時刻設定が定時である運行の形態をいう。
- ② 路線不定期運行とは、路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起点又は終点に係る時刻の設定が不定である運行の形態をいう。
- ③ 区域運行は、路線を定めず、旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行の形態をいう。

（2）事業の適切性

- ① 路線定期運行又は路線不定期運行を行う場合にあっては、路線の設定が、事業用自動車の運行上問題のないものであること。
- ② 区域運行を行う場合にあっては、営業区域の設定が、原則、地区単位（大字・字、町丁目、街区等）とされていること。ただし、地域の実情により、隣接する複数の地区を営業区域とすることができる。
- ③ 路線不定期運行及び区域運行は、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの（地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第4条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）で地域交通のネットワークを構築する観点から協議が調っていること。ただし、交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性をとる必要がない場合はこの限りではない。）であること。

（3）路線定期運行に係る事業計画等

①営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

- （イ）申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること
- （ロ）建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等関係法令に抵触しないものであること。
- （ハ）事業計画及び運行計画を的確に遂行するに足る規模のものであり、適切な運行管理が図られる位置にあること。

②事業用自動車

- (イ) 申請者が使用権原を有するものであること。
- (ロ) 道路構造上運行に支障を与えない大きさ、重量であること。
- (ハ) 乗車定員は、11人以上であり、かつ、事業計画及び運行計画を的確に遂行するに足るものであること。ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合には11人未満の乗車定員とすることができる。
- (ロ) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等関係法令に抵触しないものであること。

③最低車両数

1営業所ごとに、最低5両の常用車及び1両の予備車を配置するものとする。ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合はこの限りでない。

④自動車車庫

- (イ) 原則として営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、営業所から直線で2キロメートル（特別の事情があると認められる場合においてはこの限りではない。）の範囲内にあって運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。
- (ロ) 車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。
- (ハ) 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- (ニ) 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。
- (ホ) 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。
- (ト) 車両の出入りに支障のない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。
- (チ) 着地において長時間停留する高速バス路線については、着地においても自動車車庫又は駐車場が確保されていること。

⑤休憩、仮眠又は睡眠のための施設

- (イ) 原則として営業所又は自動車車庫に併設されているものであること。
- (ロ) 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。
- (ハ) 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。
- (ニ) 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。
- (ホ) 着地において長時間停留する高速バス路線については、着地においても睡眠施設が確保されていること。

⑥停留所

- (イ) 事業用自動車の運行上問題のないものであること。

- (イ) 申請者が使用権原を有するものであること。
- (ロ) 道路構造上運行に支障を与えない大きさ、重量であること。
- (ハ) 乗車定員は、11人以上であり、かつ、事業計画及び運行計画を的確に遂行するに足るものであること。ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合には11人未満の乗車定員とすることができる。
- (ロ) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等関係法令に抵触しないものであること。

③最低車両数

1営業所ごとに、最低5両の常用車及び1両の予備車を配置するものとする。ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合はこの限りでない。

④自動車車庫

- (イ) 原則として営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、営業所から直線で2キロメートル（特別の事情があると認められる場合においてはこの限りではない。）の範囲内にあって運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。
- (ロ) 車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。
- (ハ) 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- (ニ) 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。
- (ホ) 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。
- (ト) 車両の出入りに支障のない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。
- (チ) 着地において長時間停留する高速バス路線については、着地においても自動車車庫又は駐車場が確保されていること。

⑤休憩、仮眠又は睡眠のための施設

- (イ) 原則として営業所又は自動車車庫に併設されているものであること。
- (ロ) 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。
- (ハ) 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。
- (ニ) 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。
- (ホ) 着地において長時間停留する高速バス路線については、着地においても睡眠施設が確保されていること。

⑥停留所

- (イ) 事業用自動車の運行上問題のないものであること。

- (ロ) 申請者が、原則として3年以上の使用権原を有するものであること。
- (ハ) 道路法（昭和27年法律第180号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等関係法令に抵触しないものであること。

⑦運行計画

一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領について（平成13年9月27日付け国自旅第90号）に定めるところによるクリームスキミング的運行を前提とするものでないこと。

⑧自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

規則第6条第1項第8号に規定する自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類が提出されていること。

⑨特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

(イ) 規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の1第2項に規定する申請書の写しその他の同条第1項の許可の見込みに関する書類が提出されていること。

(ロ) 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第15条の2に規定する特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示され、かつ事業計画を遂行するにあたり輸送の安全の観点から適切なものであること。

(ハ) 特定自動運行保安員が乗務しない場合にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則第15条の2第2項第2号イに定める装置が当該特定自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車に備えられていること。

(4) 路線不定期運行に係る事業計画等

① 営業所、事業用自動車、自動車車庫、休憩仮眠施設は、(3) ①②④⑤に準ずるものであること。

② 最低車両数は、1営業所ごとに、最低3両を配置するものとする。ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合等、地域の実情に応じて事業計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合はこの限りでない。

③ 当該運行系統の設定が、事業用自動車の運行上問題のないものであること。

④ 乗降地点が、(3) ⑥に準ずるものであること。

⑤ 運行系統に係る時刻の設定については、次のいずれかによるものとする。

(イ) 発車時刻のみが設定されているものであること。

(ロ) 到着時刻のみが設定されているものであること。

(ハ) 発車時刻又は到着時刻のいずれもが設定されていない場合には、他の交通機関の終着時刻に依存するものであること又は旅客の需要に応じたものであること。

⑥ 自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

(3) ⑧に準ずるものであること。

⑦ 特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

(3) ⑨に準ずるものであること。

(5) 区域運行に係る事業計画等

① 営業所、事業用自動車、自動車車庫、休憩仮眠施設は、(3) ①②④⑤に準ずるものであることとし、営業所は営業区域内にあることを要するものとする。ただし、地域の実情により、適切な運行管理が図られる地理的範囲内に営業所があると認められる場合は、この限りでない。

(ロ) 申請者が、原則として3年以上の使用権原を有するものであること。

(ハ) 道路法（昭和27年法律第180号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等関係法令に抵触しないものであること。

⑦運行計画

一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領について（平成13年9月27日付け国自旅第90号）に定めるところによるクリームスキミング的運行を前提とするものでないこと。

(新設)

(新設)

(4) 路線不定期運行に係る事業計画等

① 営業所、事業用自動車、自動車車庫、休憩仮眠施設は、(3) ①②④⑤に準ずるものであること。

② 最低車両数は、1営業所ごとに、最低3両を配置するものとする。ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合等、地域の実情に応じて事業計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合はこの限りでない。

③ 当該運行系統の設定が、事業用自動車の運行上問題のないものであること。

④ 乗降地点が、(3) ⑥に準ずるものであること。

⑤ 運行系統に係る時刻の設定については、次のいずれかによるものとする。

(イ) 発車時刻のみが設定されているものであること。

(ロ) 到着時刻のみが設定されているものであること。

(ハ) 発車時刻又は到着時刻のいずれもが設定されていない場合には、他の交通機関の終着時刻に依存するものであること又は旅客の需要に応じたものであること。

(新設)

(新設)

(5) 区域運行に係る事業計画等

① 営業所、事業用自動車、自動車車庫、休憩仮眠施設は、(3) ①②④⑤に準ずるものであることとし、営業所は営業区域内にあることを要するものとする。ただし、地域の実情により、適切な運行管理が図られる地理的範囲内に営業所があると認められる場合は、この限りでない。

- ② 最低車両数は、(4) ②に準ずるものであること。
- ③ 当該運送の区間の設定が、事業用自動車の運行上問題のないものであること。
- ④ 運送の区間ごとに発車時刻若しくは到着時刻又は運行間隔時間のいずれかが設定されているものであること。なお、発車時刻は、営業所について、到着時刻は、目的地について定めることを原則とする。ただし、運行間隔時間を設定する場合であって、地域公共交通会議等の協議結果に基づく一定の時間帯別の運行回数等が明示されているときにはこの限りでない。
- ⑤ 通信施設等を利用して事前予約等に応じた乗合運行の形態となっているものであること。

⑥ 自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

(3) ⑧に準ずるものであること。

⑦ 特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

(3) ⑨に準ずるものであること。

(6) 管理運営体制

- ① 法人にあっては、当該法人の業務を執行する常勤役員のうち1名以上が専従するものであること。
- ② 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること。
- ③ 運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- ④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所が常時密接な連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑤ 事故防止等については、教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。
- ⑥ 上記②～⑤の事項等を明記した運行管理規程等が定められていること。
- ⑦ 原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。ただし、一定の要件を満たすグループ企業(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。)に整備管理者を外委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑧ 利用者等からの苦情の処理に関する体制が整備されていること。

(7) 運転者等

- ① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。
- ② 規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、事業計画を遂行するに足る員数の特定自動運行保安員を常時選任する計画があること。
- ③ これらの場合、適切な乗務割、労働時間を前提としたものであること。
- ④ 運転者及び特定自動運行保安員は、旅客自動車運送事業運輸規則第36条第1項各号に該当する者ではないこと。

(8) 資金計画

- ① 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであ

- ② 最低車両数は、(4) ②に準ずるものであること。
- ③ 当該運送の区間の設定が、事業用自動車の運行上問題のないものであること。
- ④ 運送の区間ごとに発車時刻若しくは到着時刻又は運行間隔時間のいずれかが設定されているものであること。なお、発車時刻は、営業所について、到着時刻は、目的地について定めることを原則とする。ただし、運行間隔時間を設定する場合であって、地域公共交通会議等の協議結果に基づく一定の時間帯別の運行回数等が明示されているときにはこの限りでない。
- ⑤ 通信施設等を利用して事前予約等に応じた乗合運行の形態となっているものであること。

(新設)

(新設)

(6) 管理運営体制

- ① 法人にあっては、当該法人の業務を執行する常勤役員のうち1名以上が専従するものであること。
- ② 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること。
- ③ 運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- ④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所が常時密接な連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑤ 事故防止等については、教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。
- ⑥ 上記②～⑤の事項等を明記した運行管理規程等が定められていること。
- ⑦ 原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。ただし、一定の要件を満たすグループ企業(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。)に整備管理者を外委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑧ 利用者等からの苦情の処理に関する体制が整備されていること。

(7) 運転者

- ① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。

(新設)

② この場合、適切な乗務割、労働時間を前提としたものであること。

③ 運転者は、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第36条第1項各号に該当する者ではないこと。

(8) 資金計画

- ① 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであ

ること。なお、所要資金は次の（イ）～（ト）の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

- （イ）車両費 取得価格（未払金を含む）又はリースの場合は1年分の賃借料等
- （ロ）土地費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料等
- （ハ）建物費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料等
- （ニ）機械器具及び什器備品 取得価格（未払金を含む）
- （ホ）運転資金 人件費、燃料油脂費、修繕費等の2か月分
- （ヘ）保険料等 保険料及び租税公課（1年分）
- （ト）その他 創業費等開業に要する費用（全額）

- ② 所要資金の50%以上、かつ、事業開始当初に要する資金の100%以上の自己資金が、申請日以降常時確保されていること。なお、事業開始当初に要する資金は、次の（イ）～（ハ）の合計額とする。

（イ）①（イ）に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、リースの場合は2か月分の賃借料等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①（イ）と同額とする。

（ロ）①（ロ）及び（ハ）に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、2か月分の賃借料及び敷金等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①（ロ）及び（ハ）と同額とする。

（ハ）①（二）～（ト）に係る合計額

（9）法令遵守

- ① 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員が、一般乗合旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有するものであること。なお、一般乗用旅客自動車運送事業者が、区域運行の態様に限定して許可を受ける場合にあっては、当該運行に必要な法令の知識を有するものとみなす。

- ② 健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法（以下「社会保険等」という。）に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に加入すること。

- ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の（イ）から（二）までのすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。

（イ）法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

（ロ）法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受

ること。なお、所要資金は次の（イ）～（ト）の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

- （イ）車両費 取得価格（未払金を含む）又はリースの場合は1年分の賃借料等
- （ロ）土地費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料等
- （ハ）建物費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料等
- （ニ）機械器具及び什器備品 取得価格（未払金を含む）
- （ホ）運転資金 人件費、燃料油脂費、修繕費等の2か月分
- （ヘ）保険料等 保険料及び租税公課（1年分）
- （ト）その他 創業費等開業に要する費用（全額）

- ② 所要資金の50%以上、かつ、事業開始当初に要する資金の100%以上の自己資金が、申請日以降常時確保されていること。なお、事業開始当初に要する資金は、次の（イ）～（ハ）の合計額とする。

（イ）①（イ）に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、リースの場合は2か月分の賃借料等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①（イ）と同額とする。

（ロ）①（ロ）及び（ハ）に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、2か月分の賃借料及び敷金等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①（ロ）及び（ハ）と同額とする。

（ハ）①（二）～（ト）に係る合計額

（9）法令遵守

- ① 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員が、一般乗合旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有するものであること。なお、一般乗用旅客自動車運送事業者が、区域運行の態様に限定して許可を受ける場合にあっては、当該運行に必要な法令の知識を有するものとみなす。

- ② 健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法（以下「社会保険等」という。）に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に加入すること。

- ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の（イ）から（二）までのすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。

（イ）法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

（ロ）法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受

けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

(ハ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

(二) 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

(10) 損害賠償能力

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両全てに加入する計画があること。ただし、公営の事業者はこの限りでない。

(11) 許可に付す条件

- ① 1（9）①により、区域運行に必要な法令の知識を有するものとみなした場合においては、当該運行の態様に限定する条件を付すこと。
- ② 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に参加する旨の条件を付すこと。

(12) 申請時期

許可の申請は、随時受け付けるものとする。

(13) その他

一般乗合旅客自動車運送事業の許可書を交付する際には、別途通達するところにより、社会保険等の加入の指導の徹底を図ること。

2. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

- (1) 1（2）～（8）、（10）の定めるところに準じて審査すること。なお、1（9）①の規定により、区域運行の態様に限定して許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者による他の運行の態様の追加に係る事業計画の変更の認可申請については、前段に加えて、1（9）①の定めるところに準じて審査すること。
- (2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。ただし、申請者の営業政策の主たる目的ではないと明らかに認められる場合においてはこの限りではない。
 - ① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項

けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

(ハ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

(二) 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

(10) 損害賠償能力

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両全てに加入する計画があること。ただし、公営の事業者はこの限りでない。

(11) 許可に付す条件

- ① 1（9）①により、区域運行に必要な法令の知識を有するものとみなした場合においては、当該運行の態様に限定する条件を付すこと。
- ② 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に参加する旨の条件を付すこと。

(12) 申請時期

許可の申請は、随時受け付けるものとする。

(13) その他

一般乗合旅客自動車運送事業の許可書を交付する際には、別途通達するところにより、社会保険等の加入の指導の徹底を図ること。

2. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

- (1) 1（2）～（8）、（10）の定めるところに準じて審査すること。なお、1（9）①の規定により、区域運行の態様に限定して許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者による他の運行の態様の追加に係る事業計画の変更の認可申請については、前段に加えて、1（9）①の定めるところに準じて審査すること。
- (2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。ただし、申請者の営業政策の主たる目的ではないと明らかに認められる場合においてはこの限りではない。
 - ① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項

が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

- ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ④ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。
- ⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させてないこと。
- ⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。
- ⑦ 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

3. 事業の譲渡及び譲受の認可（法第36条第1項）

- （1）事業を譲り受けしようとする者について、1（2）～（11）の定めるところに準じて審査すること。
- （2）譲渡譲受の対象となる財産のうち、国庫補助金により取得した財産であって、補助要綱等で定める処分制限期間内の財産の有無を確認し、当該処分制限期間内の財産がある場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）第22条に基づく財産処分の承認を受けさせること。
- （3）対象となる路線における事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用することとし、それ以外の事業の一部譲渡については、事業計画及び運行計画の変更の手続をとらせること。

4. 合併、分割又は相続の認可（法第36条第2項又は法第37条第1項）

- （1）合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、1（2）～（11）の定めるところに準じて審査すること。

が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

- ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ④ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。
- ⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させてないこと。
- ⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。
- ⑦ 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

3. 事業の譲渡及び譲受の認可（法第36条第1項）

- （1）事業を譲り受けしようとする者について、1（2）～（11）の定めるところに準じて審査すること。
- （2）譲渡譲受の対象となる財産のうち、国庫補助金により取得した財産であって、補助要綱等で定める処分制限期間内の財産の有無を確認し、当該処分制限期間内の財産がある場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）第22条に基づく財産処分の承認を受けさせること。
- （3）対象となる路線における事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用することとし、それ以外の事業の一部譲渡については、事業計画及び運行計画の変更の手続をとらせること。

4. 合併、分割又は相続の認可（法第36条第2項又は法第37条第1項）

- （1）合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、1（2）～（11）の定めるところに準じて審査すること。

- (2) 分割の認可については、分割後において存続する事業者が、運行態様に応じ1 (3) ③、1 (4) ②、1 (5) ②の基準を満たさない申請については認可しないこととする。
- (3) 分割の認可については、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条及び分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）に基づき、会社の分割に伴う労働契約の承継等が行われているものであること。
- (4) 合併及び分割並びに相続対象となる財産のうち、国庫補助金により取得した財産であって、補助要綱等で定める処分制限期間内の財産の有無を確認し、当該処分制限期間内の財産がある場合には、補助金適正化法第22条に基づく財産処分の承認を受けさせること。

5. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項）

平成16年6月30日付け国自総第139号、国自旅第79号、国自整第51号、平成24年7月31日付け国自安第55号、国自旅第236号、国自整第78号及び令和7年3月31日付け国自安第207号、国自旅第352号、国自整第271号に定めるところによる。

6. 運送約款の認可（法第11条第1項）

- (1) 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- (2) 規則第12条各号に掲げる事項が明確に定められているものであること。

7. 協定の認可（法第19条）

契約又は協定が公衆の利便を増進するものであること。

8. 運賃等上限の認可（法第9条第1項）

別途定めるところにより行うものとする。

9. 挙証等

申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

附 則（平成14年7月1日 国自旅第67号）

本処理方針は、平成14年7月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成16年6月30日 国自旅第75号）

本処理方針は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成17年4月28日 国自旅第23号）

本処理方針は、平成17年4月28日以降に申請を受付たものから適用するものとする。

附 則（平成18年9月15日 国自旅第146号）

本処理方針は、平成18年10月1日以降に申請するものから適用するものとする。

- (2) 分割の認可については、分割後において存続する事業者が、運行態様に応じ1 (3) ③、1 (4) ②、1 (5) ②の基準を満たさない申請については認可しないこととする。
- (3) 分割の認可については、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条及び分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）に基づき、会社の分割に伴う労働契約の承継等が行われているものであること。
- (4) 合併及び分割並びに相続対象となる財産のうち、国庫補助金により取得した財産であって、補助要綱等で定める処分制限期間内の財産の有無を確認し、当該処分制限期間内の財産がある場合には、補助金適正化法第22条に基づく財産処分の承認を受けさせること。

5. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項）

平成16年6月30日付け国自総第139号、国自旅第79号、国自整第51号及び平成24年7月31日付け国自安第55号、国自旅第236号、国自整第78号に定めるところによる。

6. 運送約款の認可（法第11条第1項）

- (1) 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- (2) 規則第12条各号に掲げる事項が明確に定められているものであること。

7. 協定の認可（法第19条）

契約又は協定が公衆の利便を増進するものであること。

8. 運賃等上限の認可（法第9条第1項）

別途定めるところにより行うものとする。

9. 挙証等

申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

附 則（平成14年7月1日 国自旅第67号）

本処理方針は、平成14年7月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成16年6月30日 国自旅第75号）

本処理方針は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成17年4月28日 国自旅第23号）

本処理方針は、平成17年4月28日以降に申請を受付たものから適用するものとする。

附 則（平成18年9月15日 国自旅第146号）

本処理方針は、平成18年10月1日以降に申請するものから適用するものとする。

附 則（平成19年7月25日 国自旅第107号）

1 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請するものから適用するものとする。

2 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗合旅客運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般乗合旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年6月27日 国自旅第106号）

本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。

附 則（平成21年9月29日 国自旅第145号）

1 本処理方針は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成22年8月18日 国自旅第90号）

本処理方針は、平成22年9月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成26年1月24日 国自旅第434号）

本処理方針は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成28年12月20日 国自旅第302号）

本処理方針は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（令和5年12月28日 国自旅第272号）

本処理方針は、令和5年12月28日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（令和6年3月15日 国自旅第396号）

本処理方針は、令和6年3月15日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（令和7年3月31日 国自安第209号・国自旅第357号）

本処理方針は、令和7年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成19年7月25日 国自旅第107号）

1 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請するものから適用するものとする。

2 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗合旅客運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般乗合旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年6月27日 国自旅第106号）

本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。

附 則（平成21年9月29日 国自旅第145号）

1 本処理方針は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成22年8月18日 国自旅第90号）

本処理方針は、平成22年9月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成26年1月24日 国自旅第434号）

本処理方針は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成28年12月20日 国自旅第302号）

本処理方針は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（令和5年12月28日 国自旅第272号）

本処理方針は、令和5年12月28日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（令和6年3月15日 国自旅第396号）

本処理方針は、令和6年3月15日以降に処分を行うものから適用するものとする。

（新設）

国 自 旅 第 7 1 号

平成13年 8月 29日

一部改正 平成14年 7月 1日

一部改正 平成16年 6月30日

一部改正 平成17年 4月28日

一部改正 平成18年 9月15日

一部改正 平成19年 7月25日

一部改正 平成20年 6月27日

一部改正 平成21年 9月29日

一部改正 平成22年 8月18日

一部改正 平成26年 1月24日

一部改正 平成28年12月20日

一部改正 令和 5年12月28日

一部改正 令和 6年 3月15日

一部改正 令和 7年 3月31日

各 地 方 運 輸 局 長 殿

沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

物流・自動車局長

一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針

1. 需給調整規制の廃止等を内容とする道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（平成12年法律第86号）が平成14年2月1日から施行されることとなるが、この改正は、需給調整規制の廃止等により事業者間の競争を促進し、事業者の創意工夫を生かした多様なサービスの提供や事業の効率化、活性化を図るとともに、輸送の安全及び利用者利便の確保について十分な措置を講じることを目的としたものである。

改正後の道路運送法の施行に当たっては、その周知徹底に万全を期すとともに、上記の法改正の趣旨目的及び衆議院運輸委員会及び参議院交通・情報通信委員会において行われた附帯決議の趣旨を踏まえ対応することとされたい。

本省においても、これらを踏まえ今後、順次施行に必要な運用基準を示していく予定である。

2. 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理については、別紙のとおり処理方針を定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局（以下「各局等」という）にお

いては、その趣旨を十分理解の上、各局等において定めている審査基準について所要の改正を行うこととされたい。

各局等において本処理方針に基づき新たな審査基準を定めるときは、その内容を事前に本省と調整されたい。

また、本処理方針は、国土交通大臣権限の申請に対する処分の審査基準としても適用することとする。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

別 紙

1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）

（1）運行の態様の定義

- ① 路線定期運行とは、路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起終点及び停留所の時刻設定が定時である運行の形態をいう。
- ② 路線不定期運行とは、路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起点又は終点に係る時刻の設定が不定である運行の形態をいう。
- ③ 区域運行は、路線を定めず、旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行の形態をいう。

（2）事業の適切性

- ① 路線定期運行又は路線不定期運行を行う場合にあっては、路線の設定が、事業用自動車の運行上問題のないものであること。
- ② 区域運行を行う場合にあっては、営業区域の設定が、原則、地区単位（大字・字、町丁目、街区等）とされていること。ただし、地域の実情により、隣接する複数の地区を 営業区域とすることができる。
- ③ 路線不定期運行及び区域運行は、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの（地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第4条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通 会議等」という。）で地域交通のネットワークを構築する観点から協議が調っていること。ただし、交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性をとる必要がない場合はこの限りではない。）であること。

（3）路線定期運行に係る事業計画等

①営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

（イ）申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること

（ロ）建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等関係法令に抵触しないものであること。

（ハ）事業計画及び運行計画を的確に遂行するに足る規模のものであり、適切な運行

管理が図られる位置にあること。

②事業用自動車

- (イ) 申請者が使用権原を有するものであること。
- (ロ) 道路構造上運行に支障を与えない大きさ、重量であること。
- (ハ) 乗車定員は、11人以上であり、かつ、事業計画及び運行計画を的確に遂行するに足るものであること。ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合には11人未満の乗車定員とすることができる。
- (ロ) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等関係法令に抵触しないものであること。

③最低車両数

1営業所ごとに、最低5両の常用車及び1両の予備車を配置するものとする。ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合はこの限りでない。

④自動車車庫

- (イ) 原則として営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、営業所から直線で2キロメートル（特別の事情があると認められる場合においてはこの限りではない。）の範囲内にあって運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。
- (ロ) 車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。
- (ハ) 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- (ニ) 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。
- (ホ) 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。
- (ト) 車両の出入りに支障のない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合にあつては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。
- (チ) 着地において長時間停留する高速バス路線については、着地においても自動車車庫又は駐車場が確保されていること。

⑤休憩、仮眠又は睡眠のための施設

- (イ) 原則として営業所又は自動車車庫に併設されているものであること。
- (ロ) 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。
- (ハ) 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。
- (ニ) 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。

こと。

(ホ) 着地において長時間停留する高速バス路線については、着地においても睡眠施設が確保されていること。

⑥停留所

(イ) 事業用自動車の運行上問題のないものであること。

(ロ) 申請者が、原則として3年以上の使用権原を有するものであること。

(ハ) 道路法（昭和27年法律第180号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等関係法令に抵触しないものであること。

⑦運行計画

一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領について（平成13年9月27日付け国自旅第90号）に定めるところによるクリームスキミング的運行を前提とするものでないこと。

⑧自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

規則第6条第1項第8号に規定する自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類が提出されていること。

⑨特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

(イ) 規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第2項に規定する申請書の写しその他の同条第1項の許可の見込みに関する書類が提出されていること。

(ロ) 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第15条の2に規定する特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示され、かつ事業計画を遂行するにあたり輸送の安全の観点から適切なものであること。

(ハ) 特定自動運行保安員が乗務しない場合にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則第15条の2第2項第2号イに定める装置が当該特定自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車に備えられていること。

(4) 路線不定期運行に係る事業計画等

① 営業所、事業用自動車、自動車車庫、休憩仮眠施設は、(3) ①②④⑤に準ずるものであること。

② 最低車両数は、1営業所ごとに、最低3両を配置するものとする。ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合等、地域の実情に応じて事業計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合はこの限りでない。

③ 当該運行系統の設定が、事業用自動車の運行上問題のないものであること。

④ 乗降地点が、(3) ⑥に準ずるものであること。

⑤ 運行系統に係る時刻の設定については、次のいずれかによるものとする。

(イ) 発車時刻のみが設定されているものであること。

(ロ) 到着時刻のみが設定されているものであること。

(ハ) 発車時刻又は到着時刻のいずれもが設定されていない場合には、他の交通機関の終着時刻に依存するものであること又は旅客の需要に応じたものであること。

⑥ 自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

(3) ⑧に準ずるものであること。

⑦ 特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

(3) ⑨に準ずるものであること。

(5) 区域運行に係る事業計画等

① 営業所、事業用自動車、自動車車庫、休憩仮眠施設は、(3) ①②④⑤に準ずるものであることとし、営業所は営業区域内にあることを要するものとする。ただし、地域の実情により、適切な運行管理が図られる地理的範囲内に営業所があると認められる場合は、この限りでない。

② 最低車両数は、(4) ②に準ずるものであること。

③ 当該運送の区間の設定が、事業用自動車の運行上問題のないものであること。

④ 運送の区間ごとに発車時刻若しくは到着時刻又は運行間隔時間のいずれかが設定されているものであること。なお、発車時刻は、営業所について、到着時刻は、目的地について定めることを原則とする。ただし、運行間隔時間を設定する場合であって、地域公共交通会議等の協議結果に基づく一定の時間帯別の運行回数等が明示されているときにはこの限りでない。

⑤ 通信施設等を利用して事前予約等に応じた乗合運行の形態となっているものであること。

⑥ 自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

(3) ⑧に準ずるものであること。

⑦ 特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

(3) ⑨に準ずるものであること。

(6) 管理運営体制

① 法人にあつては、当該法人の業務を執行する常勤役員のうち1名以上が専従するものであること。

② 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること。

③ 運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。

④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所が常時密接な連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。

⑤ 事故防止等については、教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。

⑥ 上記②～⑤の事項等を明記した運行管理規程等が定められていること。

⑦ 原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。

⑧ 利用者等からの苦情の処理に関する体制が整備されていること。

(7) 運転者等

- ① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。
- ② 規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、事業計画を遂行するに足る員数の特定自動運行保安員を常時選任する計画があること。
- ③ これらの場合、適切な乗務割、労働時間を前提としたものであること。
- ④ 運転者及び特定自動運行保安員は、旅客自動車運送事業運輸規則第36条第1項各号に該当する者ではないこと。

(8) 資金計画

- ① 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。なお、所要資金は次の(イ)～(ト)の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。
 - (イ) 車両費 取得価格(未払金を含む)又はリースの場合は1年分の賃借料等
 - (ロ) 土地費 取得価格(未払金を含む)又は1年分の賃借料等
 - (ハ) 建物費 取得価格(未払金を含む)又は1年分の賃借料等
 - (ニ) 機械器具及び什器備品 取得価格(未払金を含む)
 - (ホ) 運転資金 人件費、燃料油脂費、修繕費等の2か月分
 - (ヘ) 保険料等 保険料及び租税公課(1年分)
 - (ト) その他 創業費等開業に要する費用(全額)
- ② 所要資金の50%以上、かつ、事業開始当初に要する資金の100%以上の自己資金が、申請日以降常時確保されていること。なお、事業開始当初に要する資金は、次の(イ)～(ハ)の合計額とする。
 - (イ) ①(イ)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、リースの場合は2か月分の賃借料等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①(イ)と同額とする。
 - (ロ) ①(ロ)及び(ハ)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、2か月分の賃借料及び敷金等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①(ロ)及び(ハ)と同額とする。
 - (ハ) ①(ニ)～(ト)に係る合計額

(9) 法令遵守

- ① 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員が、一般乗合旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有するものであること。なお、一般乗用旅客自動車運送事業者が、区域運行の態様に限定して許可を受ける場合にあっては、当該運行に必要な法令の知識を有するものとみなす。
- ② 健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法(以下「社会保険等」という。)に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に参加すること。
- ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)(以下「申請者等」という。)が、次の(イ)から(ニ)までのすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。
 - (イ) 法、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)、タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)及び特定地域及び準特定地域における一般乗用

旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号）等の違反により申請日前３ヶ月間及び申請日以降に５０日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

（ロ）法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前６ヶ月間及び申請日以降に５０日車を超え１９０日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

（ハ）法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前１年間及び申請日以降に１９０日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

（二）申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前５年間に法第２３条の３の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

（１０）損害賠償能力

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成１７年国土交通省告示第５０３号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両全てに加入する計画があること。ただし、公営の事業者はこの限りでない。

（１１）許可に付す条件

- ① １（９）①により、区域運行に必要な法令の知識を有するものとみなした場合においては、当該運行の態様に限定する条件を付すこと。
- ② 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に参加する旨の条件を付すこと。

（１２）申請時期

許可の申請は、随時受け付けるものとする。

（１３）その他

一般乗合旅客自動車運送事業の許可書を交付する際には、別途通達するところにより、社会保険等の加入の指導の徹底を図ること。

2. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

- (1) 1(2)～(8)、(10)の定めるところに準じて審査すること。なお、1(9)
- ①の規定により、区域運行の態様に限定して許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者による他の運行の態様の追加に係る事業計画の変更の認可申請については、前段に加えて、1(9)①の定めるところに準じて審査すること。
- (2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。ただし、申請者の営業政策の主たる目的ではないと明らかに認められる場合においてはこの限りではない。
- ① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ④ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。
- ⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させてないこと。
- ⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。
- ⑦ 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

3. 事業の譲渡及び譲受の認可（法第36条第1項）

- （1）事業を譲り受けしようとする者について、1（2）～（11）の定めるところに準じて審査すること。
- （2）譲渡譲受の対象となる財産のうち、国庫補助金により取得した財産であって、補助要綱等で定める処分制限期間内の財産の有無を確認し、当該処分制限期間内の財産がある場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）第22条に基づく財産処分の承認を受けさせること。
- （3）対象となる路線における事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用することとし、それ以外の事業の一部譲渡については、事業計画及び運行計画の変更の手続をとらせること。

4. 合併、分割又は相続の認可（法第36条第2項又は法第37条第1項）

- （1）合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、1（2）～（11）の定めるところに準じて審査すること。
- （2）分割の認可については、分割後において存続する事業者が、運行態様に応じ1（3）③、1（4）②、1（5）②の基準を満たさない申請については認可しないこととする。
- （3）分割の認可については、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条及び分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）に基づき、会社の分割に伴う労働契約の承継等が行われているものであること。
- （4）合併及び分割並びに相続対象となる財産のうち、国庫補助金により取得した財産であって、補助要綱等で定める処分制限期間内の財産の有無を確認し、当該処分制限期間内の財産がある場合には、補助金適正化法第22条に基づく財産処分の承認を受けさせること。

5. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項）

平成16年6月30日付け国自総第139号、国自旅第79号、国自整第51号、平成24年7月31日付け国自安第55号、国自旅第236号、国自整第78号及び令和7年3月31日付け国自安第207号、国自旅第352号、国自整第271号に定めるところによる。

6. 運送約款の認可（法第11条第1項）

- （1）公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- （2）規則第12条各号に掲げる事項が明確に定められているものであること。

7. 協定の認可（法第19条）

契約又は協定が公衆の利便を増進するものであること。

8. 運賃等上限の認可（法第9条第1項）

別途定めるところにより行うものとする。

9. 挙証等

申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

附 則（平成14年7月1日 国自旅第67号）

本処理方針は、平成14年7月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成16年6月30日 国自旅第75号）

本処理方針は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成17年4月28日 国自旅第23号）

本処理方針は、平成17年4月28日以降に申請を受付たものから適用するものとする。

附 則（平成18年9月15日 国自旅第146号）

本処理方針は、平成18年10月1日以降に申請するものから適用するものとする。

附 則（平成19年7月25日 国自旅第107号）

- 1 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請するものから適用するものとする。
- 2 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗合旅客運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般乗合旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年6月27日 国自旅第106号）

本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。

附 則（平成21年9月29日 国自旅第145号）

- 1 本処理方針は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成22年8月18日 国自旅第90号）

本処理方針は、平成22年9月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成26年1月24日 国自旅第434号）

本処理方針は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

る。

附 則（平成２８年１２月２０日 国自旅第３０２号）

本処理方針は、平成２８年１２月２０日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（令和５年１２月２８日 国自旅第２７２号）

本処理方針は、令和５年１２月２８日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（令和６年３月１５日 国自旅第３９６号）

本処理方針は、令和６年３月１５日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（令和７年３月３１日 国自安第２０９号、国自旅第３５７号）

本処理方針は、令和７年４月１日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

国自安第210号
国自旅第358号
令和7年3月31日

各地方運輸局自動車交通部長
沖縄総合事務局運輸部長

） 殿

物流・自動車局安全政策課長
旅客課長

「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱
について」の一部改正について

今般、「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱について」（平成13年9月27日付け国自旅第93号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和7年4月1日から実施することにしたので通知する。

○「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱について」の一部改正に係る新旧対照表

改 正	現 行
国 自 旅 第 9 3 号 平成 1 3 年 9 月 2 7 日 一部改正 平成 1 6 年 7 月 2 2 日 一部改正 平成 1 7 年 4 月 2 8 日 一部改正 平成 1 8 年 9 月 1 5 日 一部改正 平成 1 9 年 7 月 2 5 日 一部改正 平成 2 0 年 6 月 2 7 日 一部改正 平成 2 1 年 9 月 2 9 日 一部改正 平成 2 2 年 8 月 1 8 日 一部改正 令和 元 年 9 月 1 8 日 一部改正 令和 5 年 1 2 月 2 8 日 一部改正 令和 6 年 3 月 1 5 日 一部改正 令和 7 年 3 月 3 1 日 各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿 物流・自動車局安全政策課長 旅客課長 「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱について 平成 1 4 年 2 月 1 日からの改正道路運送法施行に伴い、先般、「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」（平成 1 3 年 8 月 2 9 日付け国自旅第 7 1 号）を通達したところであるが、申請事案の審査事務について、さらなる迅速化、透明化等を図るため、事案処理に係る細部の取扱いを下記のとおり定めたので留意されたい。 記 1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第 4 条第 1 項） （1）・（2）（略） （3）路線定期運行に係る事業計画等 ⑧自動運行旅客運送を行う場合の取扱い	国 自 旅 第 9 3 号 平成 1 3 年 9 月 2 7 日 一部改正 平成 1 6 年 7 月 2 2 日 一部改正 平成 1 7 年 4 月 2 8 日 一部改正 平成 1 8 年 9 月 1 5 日 一部改正 平成 1 9 年 7 月 2 5 日 一部改正 平成 2 0 年 6 月 2 7 日 一部改正 平成 2 1 年 9 月 2 9 日 一部改正 平成 2 2 年 8 月 1 8 日 一部改正 令和 元 年 9 月 1 8 日 一部改正 令和 5 年 1 2 月 2 8 日 一部改正 令和 6 年 3 月 1 5 日 各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿 物流・自動車局旅客課長 「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱について 平成 1 4 年 2 月 1 日からの改正道路運送法施行に伴い、先般、「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」（平成 1 3 年 8 月 2 9 日付け国自旅第 7 1 号）を通達したところであるが、申請事案の審査事務について、さらなる迅速化、透明化等を図るため、事案処理に係る細部の取扱いを下記のとおり定めたので留意されたい。 記 1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第 4 条第 1 項） （1）・（2）（略） （3）路線定期運行に係る事業計画等 （新設）

- ・ 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第6条第1項第8号に規定する自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第31条の2の2の規定に基づき国土交通大臣又はその委任を受けた地方運輸局長から交付された走行環境条件付与書の写しとする。

⑨特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

（イ）について

- ・ 道路運送法施行規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第2項に規定する申請書の写しその他の同条第1項の許可の見込みに関する書類とは、申請書の写しその他の当該許可の申請状況を示した書類とする。

（ロ）について

- ・ 特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示された書面を提出させ、事業計画を遂行するにあたり輸送の安全の観点から個別に判断するものとする。なお、個別の判断に際しては、本省の意見も考慮するものとする。

（ハ）について

- ・ 特定自動運行保安員が乗務しない場合にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第15条の2第2項第2号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車に備えていることを証する書類を求め確認するものとする。

（４）・（５）（略）

（６）管理運営体制

①について

- ・ 専従する役員のうち1名は、（９）①の法令試験に合格した者であることとする。

ただし、一般乗用旅客自動車運送事業者が、区域運行の態様に限定して許可を受けるに当たり、当該運行に必要な法令の知識を有するものとして、法令試験を免除された場合を除く。

②について

- ・ **旅客自動車運送事業運輸規則**第47条の9に規定される要件を満たす計画を有するものとする。

③について

- ・ 複数の運行管理者を選任する営業所において運行管理者の業務を統括する運行管理者が運行管理規程により明確化されていることを含め、運行管理責任が分散しないような指揮命令系統を有するものとする。

④について

- ・ 常時密接な連絡をとれる体制とは、連絡網が規定されている等の趣旨であり、個別に判断するものとする。
- ・ 原則として、乗務員の点呼は対面により実施することとする。なお、着地において長時間停留する高速バス路線で着地における運転手への点呼の場合等対面して行うことが困難であると認められる場合にあっては、電話等の方法により行うこと。

⑤について

- ・ 事故防止等についての教育及び指導体制には、旅客又は公衆に対する公平かつ

（新設）

（４）・（５）（略）

（６）管理運営体制

①について

- ・ 専従する役員のうち1名は、（９）①の法令試験に合格した者であることとする。

ただし、一般乗用旅客自動車運送事業者が、区域運行の態様に限定して許可を受けるに当たり、当該運行に必要な法令の知識を有するものとして、法令試験を免除された場合を除く。

②について

- ・ **旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）**第47条の9に規定される要件を満たす計画を有するものとする。

③について

- ・ 複数の運行管理者を選任する営業所において運行管理者の業務を統括する運行管理者が運行管理規程により明確化されていることを含め、運行管理責任が分散しないような指揮命令系統を有するものとする。

④について

- ・ 常時密接な連絡をとれる体制とは、連絡網が規定されている等の趣旨であり、個別に判断するものとする。
- ・ 原則として、乗務員の点呼は対面により実施することとする。なお、着地において長時間停留する高速バス路線で着地における運転手への点呼の場合等対面して行うことが困難であると認められる場合にあっては、電話等の方法により行うこと。

⑤について

- ・ 事故防止等についての教育及び指導体制には、旅客又は公衆に対する公平かつ懇切な取扱いに関するものも含むものとする。

懇切な取扱いに関するものも含むものとする。 ⑦について - グループ企業に整備管理者を外部委託する場合は、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成１５年３月１８日、国自整第２１６号）５－３②に規定される要件を満たす計画を有するものとする。 ⑧について - 旅客自動車運送事業運輸規則第３条に規定するところにより苦情を処理することが可能な体制を有するものとする。 （７）～（１０）（略） ２．～９．（略） 別添様式（略）	⑦について - グループ企業に整備管理者を外部委託する場合は、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成１５年３月１８日、国自整第２１６号）５－３②に規定される要件を満たす計画を有するものとする。 ⑧について - 旅客自動車運送事業運輸規則第３条に規定するところにより苦情を処理することが可能な体制を有するものとする。 （７）～（１０）（略） ２．～９．（略） 別添様式（略）
--	---

国 自 旅 第 9 3 号
平成 1 3 年 9 月 2 7 日
一部改正 平成 1 6 年 7 月 2 2 日
一部改正 平成 1 7 年 4 月 2 8 日
一部改正 平成 1 8 年 9 月 1 5 日
一部改正 平成 1 9 年 7 月 2 5 日
一部改正 平成 2 0 年 6 月 2 7 日
一部改正 平成 2 1 年 9 月 2 9 日
一部改正 平成 2 2 年 8 月 1 8 日
一部改正 平成 2 6 年 1 月 2 4 日
一部改正 令和 元 年 9 月 1 8 日
一部改正 令和 5 年 1 2 月 2 8 日
一部改正 令和 6 年 3 月 1 5 日
一部改正 令和 7 年 3 月 3 1 日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿

物流・自動車局安全政策課長
旅客課長

「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱について

平成 1 4 年 2 月 1 日からの改正道路運送法施行に伴い、「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」（平成 1 3 年 8 月 2 9 日付け国自旅第 7 1 号）を通達したところであるが、申請事案の審査事務について、さらなる迅速化、透明化等を図るため、事案処理に係る細部の取扱いを下記のとおり定めたので留意されたい。

1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）

（1）運行の態様の定義

①～③について

- ・ 運行の態様が①から③までのいずれかとなっていること。

（2）事業の適切性

②について

- ・ 営業区域内の地点と営業区域外の地点との間を運行する形態については、当該地点間を運送の区間とし、当該区間において、原則として旅客の乗降が行われないこと。

③について

- ・ 「交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等」の「等」には、路線定期運行では困難な需要に対応する空港アクセス型、観光需要対応型等の輸送形態が含まれる。

（3）路線定期運行に係る事業計画等

①営業所

- ・ 営業所、事務所、出張所等いかなる名称によるかを問わず、当該施設において恒常的に運行管理等を行う施設を営業所とする。

（イ）について

- ・ 自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね3年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。
- ・ ただし、賃貸借契約期間が3年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。
- ・ その他の書類（借用の場合の登記簿謄本及び建物所有者の印鑑証明書等）については、提示又は写しの提出は求めないこととする。

（ロ）について

- ・ 関係法令に抵触しない旨の宣誓書の添付を求めることとし、その他関係書類については、提示又は写しの提出は求めないこととする。

②事業用自動車

（イ）について

- ・ リース車両については、リース契約期間が概ね1年以上であることとし、当該契約に係る契約書の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。

（ハ）について

- ・ 「事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合」とは、旅客の積み残しが生ずるおそれがない場合等、旅客の利便が阻害されない場合をいい、その事業計画に応じ個別に判断するものとする。

③最低車両数

- ・ 「過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等」とは、過疎地及びこれらに準ずる地域内の運行のみの場合、事業の管理の受託を併せて行う営業所である場合、定期観光運送のみを行う場合等とし、その地域の実情に応じ個別に判断するものとする。

④自動車車庫

(イ) について

- ・ 「特別な事情があると認められる場合」とは、地域協議会若しくは地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第4条第2項に規定する協議会（以下「地域協議会等」という。）において路線の新設について協議が調っている場合のほか、個別に判断するものとし、土地の利用状況、事業の形態等を勘案し、「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条第1号の規定に基づき運輸大臣が定める地域及び運輸大臣が定める距離」（平成3年運輸省告示第340号）に基づき各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長が定めた距離とすることができる。

(ニ) について

- ・ (3) ① (イ) に同じ。

(ホ) について

- ・ (3) ① (ロ) に同じ

(ハ) について

- ・ 整備とは、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第6条に規定されている調整を意味する。

(ト) について

- ・ 道路幅員証明書を求め確認するものとする。ただし、前面道路が出入りに支障がないことが明らかな場合は、この限りでない。

(チ) について

- ・ 長時間停留とは、運行終了後の当該運行に係る運転者の休息期間中における停留の場合のほか、個別に判断するものとする。
- ・ 高速バスとは、専ら一の市町村（特別区を含む。）の区域を超えて設定された概ね50キロメートル以上のキロ程の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送する形態をいう。
- ・ 着地における自動車車庫の確保については、共同運行会社との運輸に関する協定においてその使用について明記されていれば足るものとし、それ以外の場合は、(ニ)に準ずるものとする。

⑤休憩、仮眠又は睡眠のための施設

(ハ) について

- ・ (3) ① (イ) に同じ。

(ニ) について

- ・ (3) ① (ロ) に同じ。

(ホ) について

- ・ 長時間停留とは、運行終了後の当該運行に係る運転者の休息期間中における停留の場合とする。
- ・ 高速バスとは、専ら一の市町村（特別区を含む。）の区域を超えて設定された概ね50キロメートル以上のキロ程の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送する形態をいう。
- ・ 着地における睡眠施設の確保については、共同運行会社との運輸に関する協定においてその使用について明記されていれば足るものとし、それ以外の場合は、(ハ)に準ずるものとする。

なお、ホテル等の宿泊施設の使用も可能とする。

⑥停留所

(ロ) について

- ・ (3) ① (イ) に準ずるとともに、使用するに当たって関係者間の調整を要する停

留所にあつては、その調整が終了していること。なお、「原則として3年以上」とあるのは、道路占用許可、道路使用許可については、道路管理者等が附する期限まででよいこととする趣旨であり、その他の停留所に係る土地、建物、施設等については3年以上であること。

(ハ) について

- ・ 事業者が関係機関に対して行う道路占用許可、道路使用許可を得ているか若しくは確実に得られる見込みのあること。

⑧自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

- ・ 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第6条第1項第8号に規定する自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第31条の2の2の規定に基づき国土交通大臣又はその委任を受けた地方運輸局長から交付された走行環境条件付与書の写しとする。

⑨特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

(イ) について

- ・ 道路運送法施行規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第2項に規定する申請書の写しその他の同条第1項の許可の見込みに関する書類とは、申請書の写しその他の当該許可の申請状況を示した書類とする。

(ロ) について

- ・ 特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示された書面を提出させ、事業計画を遂行するにあたり輸送の安全の観点から個別に判断するものとする。なお、個別の判断に際しては、本省の意見も考慮するものとする。

(ハ) について

- ・ 特定自動運行保安員が乗務しない場合にあつては、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第15条の2第2項第2号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車に備えていることを証する書類を求め確認するものとする。

(4) 路線不定期運行に係る事業計画等

⑤について

- ・ 時刻の設定については、途中の乗降地点の発着時刻が不定となっていること等、一運行に係る運行系統の時刻設定が不定となっていること。

(5) 区域運行に係る事業計画等

①について

- ・ 「適切な運行管理が図られる地理的範囲内」については、例えば、営業区域に隣接する地区（大字・字、町丁目、街区等）内である場合など、地域の実情に応じ、個別に判断するものとする。

④について

- ・ 運送の区間には、原則として基軸経路を設定すること。
ただし、旅客個々の予約状況により実際の運行経路が設定される場合に運行間隔時間を設定するときはこの限りでない。
- ・ 発車時刻又は到着時刻は、方面別の運送の区間ごとに設定すること。
- ・ 運行間隔時間は、一運行に係る時刻設定が困難な場合に設定すること。

(6) 管理運営体制

①について

- ・ 専従する役員のうち1名は、(9)①の法令試験に合格した者であることとする。
ただし、一般乗用旅客自動車運送事業者が、区域運行の態様に限定して許可を受け
るに当たり、当該運行に必要な法令の知識を有するものとして、法令試験を免除され
た場合を除く。

②について

- ・ 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9に規定される要件を満たす計画を有する
ものとする。

③について

- ・ 複数の運行管理者を選任する営業所において運行管理者の業務を統括する運行管理
者が運行管理規程により明確化されていることを含め、運行管理責任が分散しないよ
うな指揮命令系統を有するものとする。

④について

- ・ 常時密接な連絡をとれる体制とは、連絡網が規定されている等の趣旨であり、個別
に判断するものとする。
- ・ 原則として、乗務員の点呼は対面により実施することとする。なお、着地において
長時間停留する高速バス路線で着地における運転手への点呼の場合等対面して行うこ
とが困難であると認められる場合にあっては、電話等の方法により行うこと。

⑤について

- ・ 事故防止等についての教育及び指導体制には、旅客又は公衆に対する公平かつ懇切
な取扱いに関するものも含むものとする。

⑦について

- ・ グループ企業に整備管理者を外部委託する場合は、「道路運送車両法の一部を改正
する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日、
国自整第216号)5-3②に規定される要件を満たす計画を有するものとする。

⑧について

- ・ 旅客自動車運送事業運輸規則第3条に規定するところにより苦情を処理することが
可能な体制を有するものとする。

(8) 資金計画

①～②について

- ・ 規則第6条第1項第2号に規定する添付書類は、別添様式を例とする。
- ・ 自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、処分権者の判断により預貯金以
外の流動資産も含めることができることとする。
- ・ 預貯金額は、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の提示又は写し
の提出をもって確認するものとする。
- ・ 預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等をもって確
認するものとする。
- ・ 従前から運行が行われていた路線を廃止すると同時に当該事業者の関連会社等が引
き続き運行を行う等、明らかに事業の継続性が認められる事案については、廃止する
事業者の運行実績を踏まえた2ヶ月分の収入見込み額を自己資金の一部と見なすこと
ができる。
- ・ その他規則第6条第1項第8号から第11号に規定する添付書類を基本とし審査す
ること。

(9) 法令遵守

①について

- ・ 必要な法令の知識については、専従の役員 1 名が管轄の地方運輸局等が行う法令試験に合格していることをもって、これを有するものとする。ただし、一般乗用旅客自動車運送事業者が、区域運行の態様に限定して許可を受けるに当たり、当該運行に必要な法令の知識を有するものとして、法令試験を免除された場合を除く。
- ・ 公営事業者に関する役員の範囲は、組織規定、所掌事務規定、決裁権限規定、会計機関規定、内部会議規定、地方議会規定等に規定されているとともに、実態としても、路線の廃止、廃止等の事業計画、職員の任免、事業資産の調達等一般乗合旅客自動車運送事業の運営に関する重要事項の決定に関して権限を有するか否かにより判断するものとする。

②について

- ・ 「(健康保険・厚生年金保険)新規適用届(写)」及び「労働保険／保険関係成立届(写)」等の確認書類、宣誓書など、社会保険等加入義務者が社会保険等に参加する計画があることを証する書面の添付を求め、確認することとする。

③について

- ・ 本規定は、これらの処分を受けた者は事業を適切に運営しない蓋然性が極めて高いことから、法第 7 条の欠格事由の規定に準じて事業の適切な運営を確保する観点から設けたものであり、この他法令遵守の要件を付加することを妨げない。
- ・ 本規定を適用する役員の範囲については、名目上の役員として経営を行わなくとも、相談役、顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼすおそれが否定できないことから、これらの者についても本規程の対象とすることとしたものであり、法第 7 条の趣旨を維持するものであるので留意すること。
- ・ 「すべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと」には、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号）に基づき申請日前 2 年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取り消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）でないことを含むものとする。
- ・ 「処分を受けた者ではないこと」の判断については、処分権者が違反行為を行った事業者に対して、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に基づき行政処分を行った日（行政処分の命令書に記載された当該命令を発出した日）をもって判断するものとする。

(10) 損害賠償能力

- ・ 契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書など、計画車両の全てが任意保険又は共済に加入する計画があることを証する書類の添付を求め、確認することとする。

2. 事業計画の変更の認可（法第 15 条第 1 項）

- ・ 1 (2) ～ (8)、(10) の定めるところに準じる審査は以下のとおり行うものとする。
 - (a) 路線の新設、営業区域の設定に係る申請においては、事業の許可申請と同様なものとみなし 1 (2) ～ (8)、(10) について十分な審査を行う。ただし、道

路の付け替え等に伴う必然的な路線の乗せ替えの場合においては、1(3)①(ハ)、③、④又は1(4)①、②について速やかに審査を行うものとする。

(b) 自動車車庫の新設、位置の変更及び収容能力の拡大に係る申請においては、1(3)①(ハ)、③、④、⑤(イ)、1(4)①、②又は1(5)①、②(収容能力の拡大の場合は1(3)(ハ)、③、④、1(4)①、②又は1(5)①、②)について十分な審査を行う。

なお、1(3)④(イ)、1(4)①又は1(5)①については、営業所の統廃合に伴い残った自動車車庫の使用状況、路線新設時の土地の利用状況、事業の形態等を勘案し、「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条第1号の規定に基づき運輸大臣が定める地域及び運輸大臣が定める距離」(平成3年運輸省告示第340号)に基づき各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長が定めた距離とすることができる。

(c) 事業用自動車の最大の大きさ等の変更に係る申請においては、1(3)②、③、④(ロ)、(ト)、1(4)①、②又は1(5)①、②について十分な審査を行う。

(d) 自動車車庫の収容能力の縮小に係る申請においては、1(3)③、④、1(4)①、②又は1(5)①、②について十分な審査を行う。

- ・ ただし、経過措置として、平成14年1月31日現在で一般乗合旅客自動車運送事業を行っている者(以下「既存事業者」という。)に係る1(3)③及び1(3)⑤(イ)の基準については、以下のとおり取り扱うものとする。

(a) 同日現在で基準を満たしていなかった営業所(その後基準を満たしたものを除く。)については、1(3)③は適用しない。

(b) 同日現在で基準を満たしていなかった休憩、仮眠又は睡眠のための施設(その後基準を満たしたものを除く。)については、1(3)⑤(イ)は適用しない。

- ・ 「事業規模の拡大」となる申請は以下のものをいう。

- ① 運行の態様の変更(増加する場合に限る。)に伴う当該事業計画変更に係るもの。
- ② 路線の新設に係るもの。
- ③ 自動車車庫の新設、位置の変更(収容能力の拡大を伴うものに限る。)及び収容能力の拡大に係るもの。
- ④ 各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は重量の増加に係るもの。

- ・ 「申請者の営業政策が申請者の主たる目的ではないと明らかに認められる場合」とは以下のものをいう。

- ① 続行便の運行実績が相当数に及ぶ場合又は混雑率が相当高い場合等で、利用者利便の改善を主たる目的として行う、必要限度までの大型車両の導入、増車又は迂回路線等の開設。
- ② 経営効率化等の一環として系列子会社へ路線を移管する場合で、路線及び運行内容が、移管前後で概ね同一であるもの。
- ③ 道路整備、都市計画整備に伴う車庫の移設で当該車庫の収容能力が拡大する場合等
- ④ 路線の開設、輸送力の増強等の拡大施策が、地方公共団体等が実施する地域整備計画に組み込まれているものである場合
- ⑤ 当該申請が、地域協議会等において協議が調っている場合、道路の付け替え等に伴う必然的な路線の乗せ替えの場合及び地元からの新設要望に基づく場合(需要施

設等の規模、要望の頻度、要望経緯等に基づいて総合的に判断されたもの)のほか、個別に判断するものとする。

- ⑥ 高速バス路線の新設において、地方公共団体の長又は議会から、その新設目的及び新設事業者を具体的に示して、生活交通の確保、地域活性化等公共の福祉の増進に資する内容の路線新設等に係る要望書が提出されている場合（共同運行会社を除く他の一般乗合旅客自動車運送事業者が不在の場合に限る。）

- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業を經營しない系列子会社の役員のうち、非常勤役員又は常勤非常勤の別を問わず監査役は、処理方針の２（２）①～③の役員には該当しないものとする。
- ・ 「すべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと」には、自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律（平成１３年法律第５７号）に基づき申請日」前２年間及び申請日以降に営業停止、認定取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（当該処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）でないことを含むものとする。
- ・ 「処分を受けた者ではないこと」の判断については、処分権者が違反行為を行った事業者に対して、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法及び自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律等に基づき行政処分を行った日（行政処分の命令書に記載された当該命令を発出した日）をもって判断するものとする。
- ・ このほか、地域の事情に応じて法令遵守の要件を付加することができることとする。

３．事業の譲渡譲受の認可（法第３６条第１項）

（１）について

- ・ 譲受人が既存事業者の場合には、当該譲受人に対して実施する法令試験を省略する。
- ・ 上記２．のただし書きに規定する経過措置（（a）を除く。）を準用するものとする。
- ・ 譲渡譲受事案の資金計画にあつては、譲渡譲受契約により取得する事業用資産を所要資金項目の対象外とし、流動資産額については、譲渡譲受時点の見込み貸借対照表の提出をもって確認するものとする。

（２）について

- ・ 国庫補助金により取得した財産が、補助要綱等で定める処分制限期間内または外であることが確認できる書類の添付を求めて確認し、処分制限期間内の財産がある場合には、当該財産処分の承認の申請の有無により確認することとする。

４．合併、分割又は相続の認可（法第３６条第２項又は法第３７条第１項）

（１）について

- ・ 合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合には、当該既存事業者たる法人の役員若しくは相続人に対して実施する法令試験を省略する。
- ・ 上記２．のただし書きに規定する経過措置（（a）を除く。）を準用するものとする。

（３）について

- ・ 労働契約の承継等については、当該法律に基づく客観的な資料の提出を求めることとする。

（４）について

- ・ 国庫補助金により取得した財産が、補助要綱等で定める処分制限期間内または外で

あることが確認できる書類の添付を求めて確認し、処分制限期間内の財産がある場合には、当該財産処分の承認の申請の有無により確認することとする。

9. 挙証等

- ・ 上記のほか、挙証等のため必要最小限の範囲で図面その他の資料の提出を求めることとする。

1. 所要資金及び事業開始に要する資金の内訳

(単位：円)

項 目	所要資金額	事業開始当初に要する資金	備 考
(イ) 車両費	(取得価格(含未払金)) (1年分のリース料)	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料。 ただし、一括払いの場合左欄と同額) (2月分のリース料)	
(ロ) 土地費	(取得価格(含未払金)) (1年分の賃借料)	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料。 ただし、一括払いの場合左欄と同額) (2月分の賃借料)	
(ハ) 建物費	(取得価格(含未払金)) (1年分の賃借料)	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料。 ただし、一括払いの場合左欄と同額) (2月分の賃借料)	
(ニ) 機械器具及び什器備品	(取得価格(含未払金))	(左欄と同額)	
(ホ) 運転資金		/	
・ 運送費			
人件費	(2月分)		
燃料油脂費	(2月分)		
修繕費	(2月分)		
その他経費	(2月分)		
・ 管理経費			
人件費	(2月分)		
その他経費	(2月分)		
計		(左欄と同額)	
(ヘ) 保険料等		/	
自賠責保険料	(1年分)		
任意保険料	(1年分)		
自動車重量税	(1年分)		
自動車税	(1年分)		
環境性能割	(全額)		
登録免許税	(全額)		
計		(左欄と同額)	
(ト) その他創業費等	(全額)	(左欄と同額)	
合 計			
50%相当額			
自己資金額			

注1) 譲渡譲受事案の場合、譲渡譲受契約で取得する事業用資産等については、備考欄にその旨を記入する。
 注2) その他、備考欄には、内訳等を適宜記載する。

2. 資金の調達方法

(単位：円)

項 目	申請事業充当額
預 貯 金 額	
その他流動資産額 (内現金額)	()
そ の 他	
調達資金合計(自己資金額)	

注) 「その他」の欄には、事業の継続性が認められる事案の場合の収入見込額を記入。

国自安第210号
国自旅第358号
令和7年3月31日

各地方運輸局自動車交通部長
自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長

物流・自動車局安全政策課長
旅客課長

「一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）の変更
の事前届出について」の一部改正について

今般、「一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）の変更の事前届出について」（平成18年9月15日付け国自旅第154号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和7年4月1日から実施することにしたので通知する。

「一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について」の一部改正について

改 正 後	改 正 前
国 自 旅 第 1 5 4 号 平成 1 8 年 9 月 1 5 日 一部改正 令和 7 年 3 月 3 1 日 各地方運輸局自動車交通部長 殿 自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 物流・自動車局安全政策課長 旅客課長 一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数） 変更の事前届出について 標記について、下記のとおり定めるので、その取扱いについ て遺漏のないよう取り計らわれない。 記 1 事前届出書の様式及び添付書類 各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）におい て、別紙 1（様式例） に沿って事前届出書の様式を定めるこ	国 自 旅 第 1 5 4 号 平成 1 8 年 9 月 1 5 日 各地方運輸局自動車交通部長 殿 自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 物流・自動車局旅客課長 一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数） 変更の事前届出について 標記について、下記のとおり定めるので、その取扱いについ て遺漏のないよう取り計らわれない。 記 1 事前届出書の様式及び添付書類 各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）におい て、別紙 1（様式例） に沿って事前届出書の様式を定めるこ

ととする。また、事前届出書には、次に掲げる書面を添付させるものとする。 (1)～(3) (略) (4) 当該届出が増車の届出である場合には、以下の書面 ① 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合するに任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面（契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等） ② 特定自動運行旅客運送を行う場合には、特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示された書面 2 (略) 3 事前届出の受理等 届出書の受理に当たっては、1の添付書類の有無を確認するとともに、以下のいずれかに該当することとなる場合には、道路運送法第31条第1号の規定に基づき、事業の改善命令（別紙2様式例による。）の対象となる旨を説明し、必要な手続きを行った上で届出を行うよう指導することとする。 (1)・(2) (略) (3) 特定自動運行旅客運送を行う場合において、特定自動運行保安員の選任数及び配置場所が輸送の安全の観点から適	ととする。また、事前届出書には、次に掲げる書面を添付させるものとする。 (1)～(3) (略) (4) 当該届出が増車の届出である場合には、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合するに任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面（契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等） (新設) 2 (略) 3 事前届出の受理等 届出書の受理に当たっては、1の添付書類の有無を確認するとともに、以下のいずれかに該当することとなる場合には、道路運送法第31条第1号の規定に基づき、事業の改善命令（別紙2様式例による。）の対象となる旨を説明し、必要な手続きを行った上で届出を行うよう指導することとする。 (1)・(2) (略) (新設)
---	--

切でない認められるとき。 4 (略) 附則（令和7年3月31日 国自安第210号、国自旅第358号） 改正後の規定は、令和7年4月1日以降に提出される届出から適用する。	4 (略) (新設)
--	--------------------------

(別紙 1)

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の
事前届出書（様式例）

平成 年 月 日

〇〇運輸局〇〇運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

道路運送法第 15 条第 3 項及び同法施行規則第 15 条第 2 項で準用する第 14 条の規定
により届出いたします。

1 氏名又は名称及び住所 並びに代表者氏名	
2 変更しようとする事項	☐ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその常 用 車及び予備車の数 ☐ 営業所毎に配置する事業用自動車の数
3 実施予定日	令和 年 月 日
4 変更しようとする理由	

営業所別の事業用自動車の数
別添のとおり。

増減車両の明細、自動車車庫の位置及び収容能力 （略）

(別添)

営業所別の事業用自動車の数

	新																	
	路線定期運行									路線不定期運行			路線定期運行			合計		
	常用車数			予備車数			小　　計			事業用自動車数								
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C			
〇〇営業所	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
合　　計	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)

	旧																	
	路線定期運行									路線不定期運行			区域運行			合計		
	常用車数			予備車数			小　　計			事業用自動車数								
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C			
〇〇営業所	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
合　　計	(　)	(　)	(　)	(　)			(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)

Aは、事業用自動車のうち、自動運行旅客運送の用に供する自動車数を除いた数を記載する。

Bは、事業用自動車のうち、自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）の用に供する自動車数を記載する。

Cは、事業用自動車のうち、特定自動運行旅客運送の用に供する自動車数を記載する。

() 内は、乗車定員 1 1 人未満の事業用自動車数を内数として記載する。

(別紙 1)

**一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の
事前届出書（様式例）**

平成 年 月 日

〇〇運輸局〇〇運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

道路運送法第 15 条第 3 項及び同法施行規則第 15 条第 2 項で準用する第 14 条の規定により届出いたします。

1 氏名又は名称及び住所 並びに代表者氏名	
2 変更しようとする事項	☐ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその常用車及び予備車の数 ☐ 営業所毎に配置する事業用自動車の数
3 実施予定日	平成 年 月 日
4 変更しようとする理由	

営業所別の事業用自動車の数

	新					
	路線定期運行			路線不定期運行	区域運行	合 計
	常用車数	予備車数	小 計	事業用自動車数		
〇〇営業所	()	()	()	()	()	()
〇〇営業所	()	()	()	()	()	()
合 計	()	()	()	()	()	()
	旧					
	路線定期運行			路線不定期運行	区域運行	合 計
	常用車数	予備車数	小 計	事業用自動車数		
〇〇営業所	()	()	()	()	()	()
〇〇営業所	()	()	()	()	()	()
合 計	()	()	()	()	()	()

（ ）内は、乗車定員 11 人未満の事業用自動車数を内数として記載する。
増減車両の明細、自動車庫の位置及び収容能力 （略）

国自旅第154号
平成18年 9月15日
一部改正 令和 7年 3月31日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局安全政策課長
旅客課長

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）
の変更の事前届出について

標記について、下記のとおり改正したので、遺漏のないよう取り扱われたい。
なお、本件については、社団法人日本バス協会及び社団法人全国乗用自動車連合会
会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1 事前届出書の様式及び添付書類

各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）において、別紙1（様式例）
に沿って事前届出書の様式を定めることとする。また、事前届出書には、次に掲げ
る書面を添付させるものとする。

- （1）既に認可を受けた自動車車庫の位置、収容能力（面積及び収容余力（余裕面積）
を示す書面
- （2）営業所における配置車両数が増加する場合には、当該増加後に必要となる自動
車車庫の面積を示す書面
- （3）自動車車庫の面積に余裕が少ない場合には、車両の収容状況を示す平面図等の
書面
- （4）当該届出が増車の届出である場合には、以下の書面
 - ① 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の生命、
身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示
（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合するに任意保険又
は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面（契約申込書の
写し、見積書の写し、宣誓書等）
 - ② 特定自動運行旅客運送を行う場合には、特定自動運行保安員の選任数及びその
考え方並びに配置場所が明示された書面

2 事前届出書の提出時期及び提出先

変更実施予定日の7日前までに当該変更に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長（陸運事務所長を含む。）あて提出させるものとする。

3 事前届出の受理等

届出書の受理に当たっては、1の添付書類の有無を確認するとともに、以下のいずれかに該当することとなる場合には、道路運送法第31条第1号の規定に基づき、事業の改善命令（別紙2様式例による。）の対象となる旨を説明し、必要な手続きを行った上で届出を行うよう指導することとする。

- （1）当該届出が増車の届出であって、届出者が当該届出者に係る営業所における一般乗合旅客自動車運送事業について道路運送法及びこれに基づく命令の違反により輸送施設の停止以上の処分を受け、増車実施予定日において当該処分期間が終了していないとき。
- （2）営業所ごとに、配置車両数によって義務づけられる人数以上の有資格の運行管理者が選任されていないと認められるとき。
- （3）特定自動運行旅客運送を行う場合において、特定自動運行保安員の選任数及び配置場所が輸送の安全の観点から適切でないと認められるとき。

4 事業計画変更認可の取扱い

当該届出が増車の届出である場合であって、既に認可を受けた自動車車庫の収容能力では、事業用自動車のすべてを収納することができないと認められるときは、事業計画変更（車庫の収容能力の変更及び事業用自動車の数の変更）認可申請を行わせるものとする。

附則（令和7年3月31日 国自安第210号・国自旅第358号）

改正後の規定は、令和7年4月1日以降に提出される届出から適用する。

(別紙 1)

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の
事前届出書（様式例）

平成 年 月 日

〇〇運輸局〇〇運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

道路運送法第 15 条第 3 項及び同法施行規則第 15 条第 2 項で準用する第 14 条の規定
により届出いたします。

1 氏名又は名称及び住所 並びに代表者氏名	
2 変更しようとする事項	☐ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその常 用 車及び予備車の数 ☐ 営業所毎に配置する事業用自動車の数
3 実施予定日	令和 年 月 日
4 変更しようとする理由	

営業所別の事業用自動車の数
別添のとおり。

増減車両の明細

増 車 ・ 減車の別	所 属 営業所	運行 態様	型式又は 登録番号	乗車定員	長さ	幅	高さ	車両総重量

* 運行様態は、路線定期運行は「定」、路線不定期運行は「不」、区域運行は「区」と記載する。ただし、区域運行に係る長さ、幅、高さ及び車両総重量の記載は不要とする。

* 当該届出が増車の場合は、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」（平成 17 年国土交通省告示第 503 号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面（契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等）を添付すること。

自動車車庫の位置及び収容能力

営業所名	車庫の位置	収容能力㎡	収容可能面積㎡

* 自動車車庫の面積に余裕がない場合（概ね 90 % 以上）には、車両の収納状況を示す平面図等の書面を添付すること。

(別添)

営業所別の事業用自動車の数

	新																	
	路線定期運行									路線不定期運行			路線定期運行			合計		
	常用車数			予備車数			小 計			事業用自動車数								
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C			
〇〇営業所	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合 計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	旧																	
	路線定期運行									路線不定期運行			区域運行			合計		
	常用車数			予備車数			小 計			事業用自動車数								
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C			
〇〇営業所	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合 計	()	()	()	()			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

Aは、事業用自動車のうち、自動運行旅客運送の用に供する自動車数を除いた数を記載する。

Bは、事業用自動車のうち、自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）の用に供する自動車数を記載する。

Cは、事業用自動車のうち、特定自動運行旅客運送の用に供する自動車数を記載する。

() 内は、乗車定員 1 1 人未満の事業用自動車数を内数として記載する。

(別紙2)

一般乗合旅客自動車運送事業に係る道路運送法第31条
第1号の規定に基づく事業計画の変更命令書(様式例)

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 殿

貴社が経営する一般乗合旅客自動車運送事業について、下記のとおり事業計画の変更を命ずる。

なお、平成 年 月 日までに下記の事業計画変更が行われない場合には、さらに道路運送法第40条第1号の規定に基づく措置を講じることがあることを申し添える。

記

1 変更すべき事業計画事項

2 変更を命ずる理由

平成 年 月 日

国土交通大臣 〇〇〇〇

又は

〇〇運輸局長 〇〇〇〇

(沖縄総合事務局長)

国自安第209号
国自旅第357号
令和7年3月31日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

国土交通省物流・自動車局長
(公印省略)

「一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領」の一部
改正について

今般、「一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領」(平成13年9月27日付け国自旅第90号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和7年4月1日から実施することにしたので通知する。

一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領

改 正 後	改 正 前
国 自 旅 第 9 0 号 平成13年9月27日 一部改正 平成18年9月15日 一部改正 平成20年6月27日 一部改正 平成24年7月31日 一部改正 令和 7年3月31日 各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖縄総合事務局長 殿 物流・自動車局長 一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領 道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業者の運行系統、運行回数及び運行時刻が事業計画の記載事項から運行計画の記載事項となり、その設定及び変更が全ての場合において認可制から届出制へ移行されることとなった。 届出制への移行により輸送ニーズに対応して弾力的な運行回数・運行時刻の設定及び変更が可能となり、利用者利便の向上が図られることとなるが、一方で、競合路線内における時間帯等のクリームスキミングとなるような運行計画は、オフピーク時間帯の利用者利便の低下につながるおそれがあること等から、事業改	国 自 旅 第 9 0 号 平成13年9月27日 一部改正 平成18年9月15日 一部改正 平成20年6月27日 一部改正 平成24年7月31日 各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖縄総合事務局長 殿 自動車局長 一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領 道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業者の運行系統、運行回数及び運行時刻が事業計画の記載事項から運行計画の記載事項となり、その設定及び変更が全ての場合において認可制から届出制へ移行されることとなった。 届出制への移行により輸送ニーズに対応して弾力的な運行回数・運行時刻の設定及び変更が可能となり、利用者利便の向上が図られることとなるが、一方で、競合路線内における時間帯等のクリームスキミングとなるような運行計画は、オフピーク時間帯の利用者利便の低下につながるおそれがあること等から、事業改

善命令等により是正することが必要である。 また、運行ダイヤの頻繁な変更や無理な運行ダイヤの設定による走行妨害等の極端な路上競争等、利用者利便や安全の確保を無視した競争が行われた場合にもこれを是正することが必要である。 よって、上記の趣旨を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出に関する手続、運行計画の変更に係る事業改善命令等の処理要領を下記のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。また、本件については、公益社団法人全日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。 記 1. 用語の定義 この通達における用語の定義については、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」(平成13年12月5日国自旅第118号)に定めるところによる。 2. 地方運輸局長による区域、時間帯及び運行回数の範囲の指定について (1) 道路運送法施行規則(以下「施行規則」という。)第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第1号による区域及び時間帯の指定 ① 別紙1のとおり行い公示するものとする。 ② 運行系統の時間帯の指定については、都道府県単位、市区町村単位等、一定の区域ごとに包括的に行い、当該区域の実情に応じ、これを変更できるものとする。 (2) 施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第3号による運行回数の指定 道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号)の施行前の施行規則第15の12第1項第2号及び第15条の14第1項第3号	善命令等により是正することが必要である。 また、運行ダイヤの頻繁な変更や無理な運行ダイヤの設定による走行妨害等の極端な路上競争等、利用者利便や安全の確保を無視した競争が行われた場合にもこれを是正することが必要である。 よって、上記の趣旨を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出に関する手続、運行計画の変更に係る事業改善命令等の処理要領を下記のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。また、本件については、公益社団法人全日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。 記 1. 用語の定義 この通達における用語の定義については、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」(平成13年12月5日国自旅第118号)に定めるところによる。 2. 地方運輸局長による区域、時間帯及び運行回数の範囲の指定について (1) 道路運送法施行規則(以下「施行規則」という。)第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第1号による区域及び時間帯の指定 ① 別紙1のとおり行い公示するものとする。 ② 運行系統の時間帯の指定については、都道府県単位、市区町村単位等、一定の区域ごとに包括的に行い、当該区域の実情に応じ、これを変更できるものとする。 (2) 施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第3号による運行回数の指定 道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号)の施行前の施行規則第15の12第1項第2号及び第15条の14第1項第3号
--	--

による運行回数の指定を踏まえて行うものとする。

(3) 施行規則第15条の14第1項第1号による運行回数の範囲の指定
別紙2のとおり行い公示するものとする。

(4) 指定にあたっての留意点

① 原則として、都道府県単位、市区町村単位等、一定の地域ごとに包括的
に行うこととする。

なお、現在までの実績等を勘案しながらそれぞれについて指定するもの
とするが、当該系統における地域の実情、利用者利便の確保等に留意
しつつ、運行系統ごとの指定としても差し支えない。

② 4(1)の競合系統がある系統については、(2)、(3)の指定は行わ
ないこととする。

③ 時間帯の指定は、曜日ごとに行うこととする。

④ 一時的需要による追加的な運行計画の設定又は変更については、(1)
から(3)までの規定は適用しない。

3. 運行計画の届出に関する手続きについて

(1) 様式

施行規則第15条の13第1項、第2項により提出する運行計画の様式
は、別紙3のとおりとし、変更届出の場合は、変更に係る運行系統について
当該様式の新旧対照表の形で提出するものとする。

(2) 運行計画の設定(変更)届出書の提出

路線新設に伴う運行計画の届出については、施行規則第6条第3項又は
第15条の15に基づき、事業の許可申請書又は事業計画の変更認可申請
書と同時に提出できることとなっていることから、許可申請又は事業計画
の変更認可申請に対する審査上の便宜を図るため、当該申請と同時に提出
するよう申請者に対し指導を行うこと。

なお、この場合における届出書に記載する実施予定日は、「許可(認可)
を受けて運行を開始する日」とすること。

による運行回数の指定を踏まえて行うものとする。

(3) 施行規則第15条の14第1項第1号による運行回数の範囲の指定
別紙2のとおり行い公示するものとする。

(4) 指定にあたっての留意点

① 原則として、都道府県単位、市区町村単位等、一定の地域ごとに包括的
に行うこととする。

なお、現在までの実績等を勘案しながらそれぞれについて指定するもの
とするが、当該系統における地域の実情、利用者利便の確保等に留意
しつつ、運行系統ごとの指定としても差し支えない。

② 4(1)の競合系統がある系統については、(2)、(3)の指定は行わ
ないこととする。

③ 時間帯の指定は、曜日ごとに行うこととする。

④ 一時的需要による追加的な運行計画の設定又は変更については、(1)
から(3)までの規定は適用しない。

3. 運行計画の届出に関する手続きについて

(1) 様式

施行規則第15条の13第1項、第2項により提出する運行計画の様式
は、別紙3のとおりとし、変更届出の場合は、変更に係る運行系統について
当該様式の新旧対照表の形で提出するものとする。

(2) 運行計画の設定(変更)届出書の提出

路線新設に伴う運行計画の届出については、施行規則第6条第3項又は
第15条の15に基づき、事業の許可申請書又は事業計画の変更認可申請
書と同時に提出できることとなっていることから、許可申請又は事業計画
の変更認可申請に対する審査上の便宜を図るため、当該申請と同時に提出
するよう申請者に対し指導を行うこと。

なお、この場合における届出書に記載する実施予定日は、「許可(認可)
を受けて運行を開始する日」とすること。

ただし、施行規則第15条の13第1項に掲げる一時的な需要に応じて設定又は変更される運行計画にあっては、「実施日又は実施期間」を記載させるものとする。

また、施行規則第15条の13第2項により提出される運行系統図には、**以下の事項を記載させるものとする。**

- ① 当該運行系統の延長キロ及び他事業者（届出を行う事業者の親会社、子会社、共同運行会社等を除く。以下同じ。）の運行系統と重複している場合には、当該他事業者名並びに当該重複部分の延長キロ及び運行区間
- ② **自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）を行う場合には、その運行区間**
- ③ **特定自動運行旅客運送を行う場合には、その運行区間**

(3) 届出書の受付

運輸支局長（沖縄にあっては陸運事務所長。以下同じ。）は、運行計画の設定（変更）の届出があった場合、施行規則第15条の12第1項及び第15条の13第1項に掲げる記載事項が正しく記載されているかを確認して届出を受け付けること。

(4) 届出書の送付

運輸支局長は、運行計画の設定（変更）届出書を受理した場合（施行規則第6条第3項の規定により届出がなされたとみなされる場合及び施行規則第15条の15の規定により申請書に運行計画が添付された場合を含む。）は、その旨適当な手段により利害関係人等が知りうる状態にするとともに、速やかに地方運輸局長あて写しを送付すること。ただし、一時的な需要に応じた運行計画の設定又は変更については、この限りでない。

4. クリームスキミングの要件について

一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針（以下「処理方針」という。）及び本通達にいう「クリームスキミング的運行」とは、以下の（1）又は（2）の要件に該当するものをいう。

ただし、施行規則第15条の13第1項に掲げる一時的な需要に応じて設定又は変更される運行計画にあっては、「実施日又は実施期間」を記載させるものとする。

また、施行規則第15条の13第2項により提出される運行系統図には、当該運行系統の延長キロ及び他事業者（届出を行う事業者の親会社、子会社、共同運行会社等を除く。以下同じ。）の運行系統と重複している場合には、当該他事業者名並びに当該重複部分の延長キロ及び運行区間**を記載させること。**

(新設)

(新設)

(3) 届出書の受付

運輸支局長（沖縄にあっては陸運事務所長。以下同じ。）は、運行計画の設定（変更）の届出があった場合、施行規則第15条の12第1項及び第15条の13第1項に掲げる記載事項が正しく記載されているかを確認して届出を受け付けること。

(4) 届出書の送付

運輸支局長は、運行計画の設定（変更）届出書を受理した場合（施行規則第6条第3項の規定により届出がなされたとみなされる場合及び施行規則第15条の15の規定により申請書に運行計画が添付された場合を含む。）は、その旨適当な手段により利害関係人等が知りうる状態にするとともに、速やかに地方運輸局長あて写しを送付すること。ただし、一時的な需要に応じた運行計画の設定又は変更については、この限りでない。

4. クリームスキミングの要件について

一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針（以下「処理方針」という。）及び本通達にいう「クリームスキミング的運行」とは、以下の（1）又は（2）の要件に該当するものをいう。

(1) 届出がなされた運行計画に定められた1日当たりの全てのピーク時間帯（ピークの期間及び曜日を含む。以下同じ。）の運行回数（A）と1日当たりの全てのオフピーク時間帯の運行回数（B）について、 A/B の数値（小数点第2位以下の端数切り上げ）が、競合系統（届出がなされた運行系統の系統キロの50%以上が重複する他事業者の運行系統で、複数ある場合は、運行回数がもっとも多いもの。以下同じ。）の当該数値の1.5倍の数値を上回る場合又はオフピーク時間帯の運行回数（B）が0回の場合。

この場合において、ピーク時間帯、オフピーク時間帯については、曜日ごとに各運行系統ごとの判断を行うものとする。

(2) 以下の①又は②に該当する場合であって、3.（4）により運行計画の届出について利害関係人等が知りうる状態になった日から14日以内に、旅客の利便が損なわれるおそれがあることについて利害関係人等から合理的な説明を伴う申し出がなされ、当該申し出が適切なものと認められる場合。

①（1）の A/B の数値が、競合系統の当該数値の1倍を上回り1.5倍以下の数値となる場合

② 届出がなされた運行系統が他事業者の運行系統と近接するもの等であって、当該運行系統が他事業者の運行系統と実質的に競合関係にあることが認められ、かつ、（1）の A/B の数値が、他事業者の運行系統の当該数値の1倍を上回る数値となる場合

なお、上記（1）又は（2）の要件に該当する場合であっても、以下の場合にあっては弾力的に取り扱うものとする。

- ・ 競合系統等のピークの時間帯における混雑率が極端に高い場合（長時間利用者が待つような極度の積み残しが発生している等）
- ・ オフピーク時間帯における輸送効率が極端に低い場合
- ・ 競合系統等が定期観光バス系統、高速バス系統、空港リムジンバス系統等である場合（大幅な減便であって、旅客の利便を阻害することが明白である場合を除く。）
- ・ 地域公共交通会議又は施行規則第9条第2項に規定する協議会の協議

(1) 届出がなされた運行計画に定められた1日当たりの全てのピーク時間帯（ピークの期間及び曜日を含む。以下同じ。）の運行回数（A）と1日当たりの全てのオフピーク時間帯の運行回数（B）について、 A/B の数値（小数点第2位以下の端数切り上げ）が、競合系統（届出がなされた運行系統の系統キロの50%以上が重複する他事業者の運行系統で、複数ある場合は、運行回数がもっとも多いもの。以下同じ。）の当該数値の1.5倍の数値を上回る場合又はオフピーク時間帯の運行回数（B）が0回の場合。

この場合において、ピーク時間帯、オフピーク時間帯については、曜日ごとに各運行系統ごとの判断を行うものとする。

(2) 以下の①又は②に該当する場合であって、3.（4）により運行計画の届出について利害関係人等が知りうる状態になった日から14日以内に、旅客の利便が損なわれるおそれがあることについて利害関係人等から合理的な説明を伴う申し出がなされ、当該申し出が適切なものと認められる場合。

①（1）の A/B の数値が、競合系統の当該数値の1倍を上回り1.5倍以下の数値となる場合

② 届出がなされた運行系統が他事業者の運行系統と近接するもの等であって、当該運行系統が他事業者の運行系統と実質的に競合関係にあることが認められ、かつ、（1）の A/B の数値が、他事業者の運行系統の当該数値の1倍を上回る数値となる場合

なお、上記（1）又は（2）の要件に該当する場合であっても、以下の場合にあっては弾力的に取り扱うものとする。

- ・ 競合系統等のピークの時間帯における混雑率が極端に高い場合（長時間利用者が待つような極度の積み残しが発生している等）
- ・ オフピーク時間帯における輸送効率が極端に低い場合
- ・ 競合系統等が定期観光バス系統、高速バス系統、空港リムジンバス系統等である場合（大幅な減便であって、旅客の利便を阻害することが明白である場合を除く。）
- ・ 地域公共交通会議又は施行規則第9条第2項に規定する協議会の協議

結果に基づく系統 等

5. クリームスキミング的運行に係る運行計画の変更命令等について

- ① 事業の許可申請又は路線の新設に係る事業計画の変更認可申請の内容でクリームスキミング的運行が行われることが明らかである場合は、許可又は事業計画の変更認可の審査段階で、申請者に対しこれを是正させる。
- ② ①以外の場合において、届出がなされた運行計画の内容でクリームスキミング的運行が行われることが明らかである場合には、届出者に対しこれを是正するよう指導するとともに、指導に従わない場合には、道路運送法（以下「法」という。）第31条第1号に基づく事業改善命令を発動するものとする。
- ③ 4. に規定する要件には該当しないものの、運行が行われた結果、競合系統等のオフピーク時間帯の利用者利便の低下が生じた場合には、上記に関わらず、当該運行を行う事業者に対しこれを是正するよう指導するとともに、指導に従わない場合には、法第31条第1号に基づく事業改善命令を発動するものとする。なお、運行計画の変更を伴わない是正措置が必要な場合には、法第30条第4項に基づく事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令を発動するものとする。
- ④ 事業改善命令及び事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令の発動は、以下のとおり行うものとする。
 - ・ ②の命令は、原則として、実施予定日の7日前までに行うこととする。ただし、当該日までに行うことが困難な場合には、可能な限り速やかに行うこととする。
 - ・ 命令は、4. の要件を参照し、その理由を具体的に示して行うこととする。
 - ・ 既に運行を行っている事業者に対し命令を発する場合においては、命令を発した日から原則として30日以内の日を指定して変更すべきこと

結果に基づく系統 等

5. クリームスキミング的運行に係る運行計画の変更命令等について

- ① 事業の許可申請又は路線の新設に係る事業計画の変更認可申請の内容でクリームスキミング的運行が行われることが明らかである場合は、許可又は事業計画の変更認可の審査段階で、申請者に対しこれを是正させる。
- ② ①以外の場合において、届出がなされた運行計画の内容でクリームスキミング的運行が行われることが明らかである場合には、届出者に対しこれを是正するよう指導するとともに、指導に従わない場合には、道路運送法（以下「法」という。）第31条第1号に基づく事業改善命令を発動するものとする。
- ③ 4. に規定する要件には該当しないものの、運行が行われた結果、競合系統等のオフピーク時間帯の利用者利便の低下が生じた場合には、上記に関わらず、当該運行を行う事業者に対しこれを是正するよう指導するとともに、指導に従わない場合には、法第31条第1号に基づく事業改善命令を発動するものとする。なお、運行計画の変更を伴わない是正措置が必要な場合には、法第30条第4項に基づく事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令を発動するものとする。
- ④ 事業改善命令及び事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令の発動は、以下のとおり行うものとする。
 - ・ ②の命令は、原則として、実施予定日の7日前までに行うこととする。ただし、当該日までに行うことが困難な場合には、可能な限り速やかに行うこととする。
 - ・ 命令は、4. の要件を参照し、その理由を具体的に示して行うこととする。
 - ・ 既に運行を行っている事業者に対し命令を発する場合においては、命令を発した日から原則として30日以内の日を指定して変更すべきこと

を命ずるものとする。

6. 頻繁なダイヤ変更等が行われた場合の事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令について

- ① 運行ダイヤの頻繁な変更や無理な運行ダイヤの設定による走行妨害等の極端な路上競争等、利用者利便や安全の確保を無視した競争が行われた場合、その原因となる運行ダイヤの設定等を最初に行った事業者に対しこれを是正するよう指導するとともに、指導に従わない場合には法第30条第4項に基づく事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令を発動するものとする。
- ② 路上競争の結果、事故が発生した場合の行政処分は厳格に取り扱うものとする。

附 則（平成18年9月15日 国自旅第155号）

本取扱要領は、平成18年10月1日以降に届出を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成20年6月27日 国自旅第113号）

本取扱要領は、平成20年7月1日以降に届出を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成24年7月31日 国自旅第232号）

本取扱要領は、平成24年7月31日以降に届出を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（令和7年3月31日 国自安第209号・国自旅第357号）

本取扱要領は、令和7年4月1日以降に届出を受け付けるものから適用するものとする。

を命ずるものとする。

6. 頻繁なダイヤ変更等が行われた場合の事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令について

- ① 運行ダイヤの頻繁な変更や無理な運行ダイヤの設定による走行妨害等の極端な路上競争等、利用者利便や安全の確保を無視した競争が行われた場合、その原因となる運行ダイヤの設定等を最初に行った事業者に対しこれを是正するよう指導するとともに、指導に従わない場合には法第30条第4項に基づく事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令を発動するものとする。
- ② 路上競争の結果、事故が発生した場合の行政処分は厳格に取り扱うものとする。

附 則（平成18年9月15日 国自旅第155号）

本取扱要領は、平成18年10月1日以降に届出を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成20年6月27日 国自旅第113号）

本取扱要領は、平成20年7月1日以降に届出を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成24年7月31日 国自旅第232号）

本取扱要領は、平成24年7月31日以降に届出を受け付けるものから適用するものとする。

（新設）

(別紙 1)

<参考例>

道路運送法施行規則第 15 条の 12 第 1 項第 2 号及び第 15 条の 14 第 1 項第 1 号による区域、時間帯の指定

指定の範囲	(区域単位名)		
平日・土 ・日祝日別			
○月～○月 平日	○時台～○時台	○時台～○時台	○時台～○時台
○月～○月 土曜日	○時台～○時台	○時台～○時台	○時台～○時台
△月～△月 日祝日	○時台～○時台	○時台～○時台	○時台～○時台

注 時間帯をどの停留所（発地、着地等）のものを捉えて指定するかは、地域の実情に応じ判断すること

(別紙 1)

<参考例>

道路運送法施行規則第 15 条の 12 第 1 項第 2 号及び第 15 条の 14 第 1 項第 1 号による区域、時間帯の指定

指定の範囲	(区域単位名)		
平日・土 ・日祝日別			
○月～○月 平日	○時台～○時台	○時台～○時台	○時台～○時台
○月～○月 土曜日	○時台～○時台	○時台～○時台	○時台～○時台
△月～△月 日祝日	○時台～○時台	○時台～○時台	○時台～○時台

注 時間帯をどの停留所（発地、着地等）のものを捉えて指定するかは、地域の実情に応じ判断すること

(別紙 2)

<参考例>

道路運送法施行規則第 15 条の 14 第 1 項第 1 号による運行回数の範囲の指定

1 運行系統を包括した運行回数の範囲

(施行規則第 15 条の 12 第 1 項第 2 号及び第 15 条の 14 第 1 項第 3 号の地方運輸局長が指定する運行回数が 15 回を超える地方運輸局の場合)

現行届出運行回数	下 限 回 数	上 限 回 数
16～25	1	現行届出運行回数 +
26～75	6 現行届出運行回数 -	10
76～105	10 現行届出運行回数	現行届出運行回数 +
106～	-20 現行届出運行回数	10
	-25	現行届出運行回数 +
		20
		現行届出運行回数 +
		25

注 1) 競合系統を有する系統を除く。

注 2) ただし、競合系統の存しない系統で輸送効率が極端に低い場合であって、運行回数の変更が利用者利便の低下をまねかないと認められるときは、当該範囲に含まれるものとみなす。

(別紙 3 - 1)

(別紙 2)

<参考例>

道路運送法施行規則第 15 条の 14 第 1 項第 1 号による運行回数の範囲の指定

1 運行系統を包括した運行回数の範囲

(施行規則第 15 条の 12 第 1 項第 2 号及び第 15 条の 14 第 1 項第 3 号の地方運輸局長が指定する運行回数が 15 回を超える地方運輸局の場合)

現行届出運行回数	下 限 回 数	上 限 回 数
16～25	1	現行届出運行回数 +
26～75	6 現行届出運行回数 -	10
76～105	10 現行届出運行回数	現行届出運行回数 +
106～	-20 現行届出運行回数	10
	-25	現行届出運行回数 +
		20
		現行届出運行回数 +
		25

注 1) 競合系統を有する系統を除く。

注 2) ただし、競合系統の存しない系統で輸送効率が極端に低い場合であって、運行回数の変更が利用者利便の低下をまねかないと認められるときは、当該範囲に含まれるものとみなす。

(別紙 3 - 1)

運 行 計 画 概 要 書

届 出 者 名	
住 所	
届 出 日	平成 年 月 日
①運行系統名	系統番号を設定・公表している場合は併せて記載する。(例：「A 2 1 番 ○○線」)
	起点 (経過地) 終点
届 出 内 容	
②運行系統名	系統番号を設定・公表している場合は併せて記載する。(例：「B 1 2 番 ○○線」)
	起点 (経過地) 終点
届 出 内 容	

運 行 計 画 概 要 書

届 出 者 名	
住 所	
届 出 日	平成 年 月 日
①運行系統名	系統番号を設定・公表している場合は併せて記載する。(例：「A 2 1 番 ○○線」)
	起点 (経過地) 終点
届 出 内 容	
②運行系統名	系統番号を設定・公表している場合は併せて記載する。(例：「B 1 2 番 ○○線」)
	起点 (経過地) 終点
届 出 内 容	

	(以下、他に同日付けの届出事案があれば、番号を付した上同様に記載する。)		(以下、他に同日付けの届出事案があれば、番号を付した上同様に記載する。)
注1 経過地には、別紙3-2の注3.により定めた停留所がある場合、その停留所を記載すること 注2. 届出内容の欄には、新設・変更される事項（系統の新設・変更、運行回数等の変更、運輸をする期間の変更、管理の受委託による運行の設定、効率的運行の設定、高速バス系統に係る迂回運送の設定、デマンド運行の設定、フリー乗降区間の設定等）を記載すること 注3. ① 効率的運行の設定にあたっては、運行系統図中に回送区間を記載すること ② 高速バス系統に係る迂回運行の設定にあたっては、運行系統図中に迂回区間を記載すること ③ フリー乗降区間の設定にあたっては、運行系統図中にその区間を記載すること		注1 経過地には、別紙3-2の注3.により定めた停留所がある場合、その停留所を記載すること 注2. 届出内容の欄には、新設・変更される事項（系統の新設・変更、運行回数等の変更、運輸をする期間の変更、管理の受委託による運行の設定、効率的運行の設定、高速バス系統に係る迂回運送の設定、デマンド運行の設定、フリー乗降区間の設定等）を記載すること 注3. ① 効率的運行の設定にあたっては、運行系統図中に回送区間を記載すること ② 高速バス系統に係る迂回運行の設定にあたっては、運行系統図中に迂回区間を記載すること ③ フリー乗降区間の設定にあたっては、運行系統図中にその区間を記載すること	

注 4. 自動運行旅客運送を行う場合は、当該自動運行旅客運送に係る運行系統を記載すること

注 5. 特定自動運行旅客運送を行う場合は、当該自動運行旅客運送に係る運行系統を記載すること

(別紙 3 - 2)

- 1. 地方運輸局長が指定する区域名
- 2. 運行系統名
〔 3 - 1 の運行系統ごとの番号を記載〕
- 3. 地方運輸局長が指定する時間帯における運行回数並びに始発及び終発時刻

曜日	指定時間帯／運行回数					始発時刻	終発時刻
平 日	○時台～	○時台～	○時台～	○時台～	～		
	○時台	○時台	○時台	○時台			
	○回	○回	○回	○回	～	○時○分	○時○分
土休日	○時台～	○時台～	○時台～	○時台～	～		
	○時台	○時台	○時台	○時台			
	○回	○回	○回	○回	～	○時○分	○時○分
	○回	○回	○回	○回		○時○分	○時○分

(以下、曜日別に記載する。)

注 1. 運行回数の欄には、上段に往路の回数を、下段に復路の回数を、片道 1 回と数えて記載すること

注 2. 運行回数が地方運輸局長が指定する運行回数以下で運行時刻を記載す

(新設)

(新設)

(別紙 3 - 2)

- 1. 地方運輸局長が指定する区域名
- 2. 運行系統名
〔 3 - 1 の運行系統ごとの番号を記載〕
- 3. 地方運輸局長が指定する時間帯における運行回数並びに始発及び終発時刻

曜日	指定時間帯／運行回数					始発時刻	終発時刻
平 日	○時台～	○時台～	○時台～	○時台～	～		
	○時台	○時台	○時台	○時台			
	○回	○回	○回	○回	～	○時○分	○時○分
土休日	○時台～	○時台～	○時台～	○時台～	～		
	○時台	○時台	○時台	○時台			
	○回	○回	○回	○回	～	○時○分	○時○分
	○回	○回	○回	○回		○時○分	○時○分

(以下、曜日別に記載する。)

注 1. 運行回数の欄には、上段に往路の回数を、下段に復路の回数を、片道 1 回と数えて記載すること

注 2. 運行回数が地方運輸局長が指定する運行回数以下で運行時刻を記載す

る場合には、運行回数記載欄の上段に往路の発時刻を、下段に復路の発時刻をそれぞれ記載すること 注 3. 運行回数を記載する場合の時間帯及び運行時刻を記載する場合の運行時刻をどの停留所（発地、着地等）のものを捉えて記載するかは、地域の実情に応じ各地方運輸局の判断により定めるものとする 注 4. 上記事例で「平日」「土休日」とあるのはあくまでも一例であり、土曜ダイヤと休日ダイヤが違う場合等については区分して記載することは当然であり、平日ダイヤと土休日ダイヤの区別がない場合は区分して記載することを要しない 注 6. 自動運行旅客運送を行う場合は、当該自動運行旅客運送に係る運行回数を記載すること 注 7. 特定自動運行旅客運送を行う場合は、当該特定自動運行旅客運送に係る運行回数を記載すること 4. 運輸をする期間（1年を通じ継続して運輸をするものでない場合に限る。） 〔平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日〕 注 1. 季節運行、一時的な需要に対応した運行等、その期間を記載すること	る場合には、運行回数記載欄の上段に往路の発時刻を、下段に復路の発時刻をそれぞれ記載すること 注 3. 運行回数を記載する場合の時間帯及び運行時刻を記載する場合の運行時刻をどの停留所（発地、着地等）のものを捉えて記載するかは、地域の実情に応じ各地方運輸局の判断により定めるものとする 注 4. 上記事例で「平日」「土休日」とあるのはあくまでも一例であり、土曜ダイヤと休日ダイヤが違う場合等については区分して記載することは当然であり、平日ダイヤと土休日ダイヤの区別がない場合は区分して記載することを要しない (新設) (新設) 4. 運輸をする期間（1年を通じ継続して運輸をするものでない場合に限る。） 〔平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日〕 注 1. 季節運行、一時的な需要に対応した運行等、その期間を記載すること
---	---

国 自 旅 第 9 0 号

平成13年9月27日

一部改正 平成18年9月15日

一部改正 平成20年6月27日

一部改正 平成24年7月31日

一部改正 令和 7年3月31日

各 地 方 運 輸 局 長 殿

沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

物 流 ・ 自 動 車 局 長

一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領

道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業者の運行系統、運行回数及び運行時刻が事業計画の記載事項から運行計画の記載事項となり、その設定及び変更が全ての場合において認可制から届出制へ移行されることとなった。

届出制への移行により輸送ニーズに対応して弾力的な運行回数・運行時刻の設定及び変更が可能となり、利用者利便の向上が図られることとなるが、一方で、競合路線内における時間帯等のクリームスキミングとなるような運行計画は、オフピーク時間帯の利用者利便の低下につながるおそれがあること等から、事業改善命令等により是正することが必要である。

また、運行ダイヤの頻繁な変更や無理な運行ダイヤの設定による走行妨害等の極端な路上競争等、利用者利便や安全の確保を無視した競争が行われた場合にもこれを是正することが必要である。

よって、上記の趣旨を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出に関する手続、運行計画の変更に係る事業改善命令等の処理要領を下記のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。また、本件については、公益社団法人全日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 用語の定義

この通達における用語の定義については、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」（平成13年12月5日国自旅第118号）に定めるところによる。

2. 地方運輸局長による区域、時間帯及び運行回数の範囲の指定について

（1）道路運送法施行規則（以下「施行規則」という。）第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第1号による区域及び時間帯の指定

① 別紙1のとおり行い公示するものとする。

② 運行系統の時間帯の指定については、都道府県単位、市区町村単位等、一定の区域ごとに包括的に行い、当該区域の実情に応じ、これを変更できるものとする。

（2）施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第3号による運行回数の指定

道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）の施行前の施行規則第15の12第1項第2号及び第15条の14第1項第3号による運行回数の指定を踏まえて行うものとする。

（3）施行規則第15条の14第1項第1号による運行回数の範囲の指定

別紙2のとおり行い公示するものとする。

（4）指定にあたっての留意点

① 原則として、都道府県単位、市区町村単位等、一定の地域ごとに包括的に行うこととする。

なお、現在までの実績等を勘案しながらそれぞれについて指定するものとするが、当該系統における地域の実情、利用者利便の確保等に留意しつつ、運行系統ごとの指定としても差し支えない。

② 4（1）の競合系統がある系統については、（2）、（3）の指定は行わないこととする。

③ 時間帯の指定は、曜日ごとに行うこととする。

④ 一時的需要による追加的な運行計画の設定又は変更については、（1）から（3）までの規定は適用しない。

3. 運行計画の届出に関する手続きについて

（1）様式

施行規則第15条の13第1項、第2項により提出する運行計画の様式は、別紙3のとおりとし、変更届出の場合は、変更に係る運行系統について当該様式の新旧対照表の形で提出するものとする。

（2）運行計画の設定（変更）届出書の提出

路線新設に伴う運行計画の届出については、施行規則第6条第3項又は第15

条の１５に基づき、事業の許可申請書又は事業計画の変更認可申請書と同時に提出できることとなっていることから、許可申請又は事業計画の変更認可申請に対する審査上の便宜を図るため、当該申請と同時に提出するよう申請者に対し指導を行うこと。

なお、この場合における届出書に記載する実施予定日は、「許可（認可）を受けて運行を開始する日」とすること。

ただし、施行規則第１５条の１３第１項に掲げる一時的な需要に応じて設定又は変更される運行計画にあつては、「実施日又は実施期間」を記載させるものとする。

また、施行規則第１５条の１３第２項により提出される運行系統図には、以下の事項を記載させるものとする。

- ① 当該運行系統の延長キロ及び他事業者（届出を行う事業者の親会社、子会社、共同運行会社等を除く。以下同じ。）の運行系統と重複している場合には、当該他事業者名並びに当該重複部分の延長キロ及び運行区間を記載させること。
- ② 自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）を行う場合には、その運行区間
- ③ 特定自動運行旅客運送を行う場合には、その運行区間

（３）届出書の受付

運輸支局長（沖縄にあっては陸運事務所長。以下同じ。）は、運行計画の設定（変更）の届出があつた場合、施行規則第１５条の１２第１項及び第１５条の１３第１項に掲げる記載事項が正しく記載されているかを確認して届出を受け付けること。

（４）届出書の送付

運輸支局長は、運行計画の設定（変更）届出書を受理した場合（施行規則第６条第３項の規定により届出がなされたとみなされる場合及び施行規則第１５条の１５の規定により申請書に運行計画が添付された場合を含む。）は、その旨適当な手段により利害関係人等が知りうる状態にするとともに、速やかに地方運輸局長あて写しを送付すること。ただし、一時的な需要に応じた運行計画の設定又は変更については、この限りでない。

４．クリームスキミングの要件について

一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針（以下「処理方針」という。）及び本通達にいう「クリームスキミング的運行」とは、以下の（１）又は（２）の要件に該当するものをいう。

- （１）届出がなされた運行計画に定められた１日当たりの全てのピーク時間帯（ピークの期間及び曜日を含む。以下同じ。）の運行回数（Ａ）と１日当たりの全てのオフピーク時間帯の運行回数（Ｂ）について、 A/B の数値（小数点第２位以下の端数切り上げ）が、競合系統（届出がなされた運行系統の系統キロの５０％以上が重複する他事業者の運行系統で、複数ある場合は、運行回数がもっとも多い

もの。以下同じ。)の当該数値の1.5倍の数値を上回る場合又はオフピーク時間帯の運行回数(B)が0回の場合。

この場合において、ピーク時間帯、オフピーク時間帯については、曜日ごとに各運行系統ごとの判断を行うものとする。

- (2) 以下の①又は②に該当する場合であって、3.(4)により運行計画の届出について利害関係人等が知りうる状態になった日から14日以内に、旅客の利便が損なわれるおそれがあることについて利害関係人等から合理的な説明を伴う申し出がなされ、当該申し出が適切なものと認められる場合。

① (1)のA/Bの数値が、競合系統の当該数値の1倍を上回り1.5倍以下の数値となる場合

② 届出がなされた運行系統が他事業者の運行系統と近接するもの等であって、当該運行系統が他事業者の運行系統と実質的に競合関係にあることが認められ、かつ、(1)のA/Bの数値が、他事業者の運行系統の当該数値の1倍を上回る数値となる場合

なお、上記(1)又は(2)の要件に該当する場合であっても、以下の場合にあつては弾力的に取り扱うものとする。

- ・ 競合系統等のピークの時間帯における混雑率が極端に高い場合(長時間利用者が待つような極度の積み残しが発生している等)
- ・ オフピーク時間帯における輸送効率が極端に低い場合
- ・ 競合系統等が定期観光バス系統、高速バス系統、空港リムジンバス系統等である場合(大幅な減便であつて、旅客の利便を阻害することが明白である場合を除く。)
- ・ 地域公共交通会議又は施行規則第9条第2項に規定する協議会の協議結果に基づく系統 等

5. クリームスキミング的運行に係る運行計画の変更命令等について

① 事業の許可申請又は路線の新設に係る事業計画の変更認可申請の内容でクリームスキミング的運行が行われることが明らかである場合は、許可又は事業計画の変更認可の審査段階で、申請者に対しこれを是正させる。

② ①以外の場合において、届出がなされた運行計画の内容でクリームスキミング的運行が行われることが明らかである場合には、届出者に対しこれを是正するよう指導するとともに、指導に従わない場合には、道路運送法(以下「法」という。)第31条第1号に基づく事業改善命令を発動するものとする。

③ 4.に規定する要件には該当しないものの、運行が行われた結果、競合系統等のオフピーク時間帯の利用者利便の低下が生じた場合には、上記に関わらず、当該運行を行う事業者に対しこれを是正するよう指導するとともに、指導に従わない場合には、法第31条第1号に基づく事業改善命令を発動するものとする。なお、運行計画の変更を伴わない是正措置が必要な場合には、法第30条第4項に基づく事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令を発

動するものとする。

- ④ 事業改善命令及び事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令の発動は、以下のとおり行うものとする。

- ・ ②の命令は、原則として、実施予定日の7日前までに行うこととする。ただし、当該日までに行うことが困難な場合には、可能な限り速やかに行うこととする。
- ・ 命令は、4. の要件を参照し、その理由を具体的に示して行うこととする。
- ・ 既に運行を行っている事業者に対し命令を発する場合においては、命令を発した日から原則として30日以内の日を指定して変更すべきことを命ずるものとする。

6. 頻繁なダイヤ変更等が行われた場合の事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令について

- ① 運行ダイヤの頻繁な変更や無理な運行ダイヤの設定による走行妨害等の極端な路上競争等、利用者利便や安全の確保を無視した競争が行われた場合、その原因となる運行ダイヤの設定等を最初に行った事業者に対しこれを是正するよう指導するとともに、指導に従わない場合には法第30条第4項に基づく事業の健全な発達を阻害する競争の停止命令を発動するものとする。
- ② 路上競争の結果、事故が発生した場合の行政処分は厳格に取り扱うものとする。

附 則（平成18年9月15日 国自旅第155号）

本取扱要領は、平成18年10月1日以降に届出を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成20年6月27日 国自旅第113号）

本取扱要領は、平成20年7月1日以降に届出を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成24年7月31日 国自旅第232号）

本取扱要領は、平成24年7月31日以降に届出を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（令和7年3月31日 国自安第209号・国自旅第357号）

本取扱要領は、令和7年4月1日以降に届出を受け付けるものから適用するものとする。

<参考例>

道路運送法施行規則第 15 条の 12 第 1 項第 2 号及び第 15 条の 14 第 1 項第 1 号による区域、時間帯の指定

指定の範囲 平日・土 ・日祝日別	(区域単位名)		
○月～○月 平日	○時台～○時台	○時台～○時台	○時台～○時台
○月～○月 土曜日	○時台～○時台	○時台～○時台	○時台～○時台
△月～△月 日祝日	○時台～○時台	○時台～○時台	○時台～○時台

注 時間帯をどの停留所（発地、着地等）のものを捉えて指定するかは、地域の実情に応じ判断すること

<参考例>

道路運送法施行規則第 15 条の 14 第 1 項第 1 号による運行回数の範囲の指定

1 運行系統を包括した運行回数の範囲

(施行規則第 15 条の 12 第 1 項第 2 号及び第 15 条の 14 第 1 項第 3 号の地方運輸局長が指定する運行回数が 15 回を超える地方運輸局の場合)

現行届出運行回数	下 限 回 数	上 限 回 数
16～25	16	現行届出運行回数 + 10
26～75	現行届出運行回数 - 10	現行届出運行回数 + 10
76～105	現行届出運行回数 - 20	現行届出運行回数 + 20
106～	現行届出運行回数 - 25	現行届出運行回数 + 25

注 1) 競合系統を有する系統を除く。

注 2) ただし、競合系統の存しない系統で輸送効率が極端に低い場合であつて、運行回数の変更が利用者利便の低下をまねかないと認められるときは、当該範囲に含まれるものとみなす。

運 行 計 画 概 要 書

届 出 者 名			
住 所			
届 出 日	平成	年	月 日
①運行系統名	系統番号を設定・公表している場合は併せて記載する。(例:「A 2 1 番 ○○線」)		
	起点	(経過地)	終点
届 出 内 容			
②運行系統名	系統番号を設定・公表している場合は併せて記載する。(例:「B 1 2 番 ○○線」)		
	起点	(経過地)	終点
届 出 内 容			
	(以下、他に同日付けの届出事案があれば、番号を付した上同様に記載する。)		

注 1 経過地には、別紙 3－2 の注 3. により定めた停留所がある場合、その停留所を記載すること

注 2. 届出内容の欄には、新設・変更される事項（系統の新設・変更、運行回数等の変更、運輸をする期間の変更、管理の受委託による運行の設定、効率的運行の設定、高速バス系統に係る迂回運送の設定、デマンド運行の設定、フリー乗降区間の設定等）を記載すること

注 3. ① 効率的運行の設定にあたっては、運行系統図中に回送区間を記載すること

② 高速バス系統に係る迂回運行の設定にあたっては、運行系統図中に迂回区間を記載すること

③ フリー乗降区間の設定にあたっては、運行系統図中にその区間を記載すること

注 4. 自動運行旅客運送を行う場合は、当該自動運行旅客運送に係る運行系統を記載すること

注 5. 特定自動運行旅客運送を行う場合は、当該自動運行旅客運送に係る運行系統を記載すること

1. 地方運輸局長が指定する区域名

2. 運行系統名

〔 3 - 1 の運行系統ごとの番号を記載〕

3. 地方運輸局長が指定する時間帯における運行回数並びに始発及び終発時刻

曜日	指定時間帯／運行回数					始発時刻	終発時刻
平 日	○時台～ ○時台	○時台～ ○時台	○時台～ ○時台	○時台～ ○時台	～		
	○回 ○回	○回 ○回	○回 ○回	○回 ○回	～	○時○分 ○時○分	○時○分 ○時○分
土休日	○時台～ ○時台	○時台～ ○時台	○時台～ ○時台	○時台～ ○時台	～		
	○回 ○回	○回 ○回	○回 ○回	○回 ○回	～	○時○分 ○時○分	○時○分 ○時○分

(以下、曜日別に記載する。)

注 1. 運行回数の欄には、上段に往路の回数を、下段に復路の回数を、片道 1 回と数えて記載すること

注 2. 運行回数が地方運輸局長が指定する運行回数以下で運行時刻を記載する場合には、運行回数記載欄の上段に往路の発時刻を、下段に復路の発時刻をそれぞれ記載すること

注 3. 運行回数を記載する場合の時間帯及び運行時刻を記載する場合の運行時刻をどの停留所（発地、着地等）のものを捉えて記載するかは、地域の実情に応じ各地方運輸局の判断により定めるものとする

注 4. 上記事例で「平日」「土休日」とあるのはあくまでも一例であり、土曜ダイヤと休日ダイヤが違う場合等については区分して記載することは当然であり、平日ダイヤと土休日ダイヤの区別がない場合は区分して記載することを要しない

注 6. 自動運行旅客運送を行う場合は、当該自動運行旅客運送に係る運行回数を記載すること

注 7. 特定自動運行旅客運送を行う場合は、当該特定自動運行旅客運送に係る運行回数を記載すること

4. 運輸をする期間（1 年を通じ継続して運輸をするものでない場合に限る。）

〔平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日〕

注 1. 季節運行、一時的な需要に対応した運行等、その期間を記載すること